

令和6年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年9月6日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	

欠席議員（1名）

20番 三浦三一

会議録署名議員

14番 檜原伸 15番 松村幸治

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 住 友 勝 次

水道部次長 吉 成 永 吾

財政課長 藤 井 信 良

監査事務局長 坂 東 明

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、3番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3番野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） おはようございます。議席番号3番、花メロディー、野口加代子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回は、少し悲しかった報告が入ります。

今回の質問は、大きく2問です。質問内容は、1問目、過疎対策事業債について、2点。質問内容は、1点目、令和5年度の決算における過疎対策事業債の活用状況はどうなっているのか。2点目、令和6年度の予算計上状況はどうなっているのか。2問目は、市場公園内の施設について、2点。質問内容は、1点目、市場公園内の老朽家屋の撤去計画について。2点目、市場公園内の旧商工会の跡地の活用についてを質問します。

質問に入る前に、少し時間をいただきます。

私は、阿波市議となり2年6か月目となりました。今回、6回目の質問をさせていただきます。皆様のおかげで元気にこの場に立てていることに感謝します。誰しも一番大事なのは、心身の健康です。健康の次は行動すること。そうでないと、誰しもが生活の現状維持や、よい方向に進めません。

最近、私が気になったエリアの生活環境が、行政、ボランティア活動をする市民の方々の美化活動できれいに改善していることがうれしいです。阿波市は自然がいっぱいです。一時的に美化活動で美しくなっても、その後容赦なく成長して、道路にはみ出している草木やあちらこちらの田畑の放棄地、空き家の庭は大変なことになっています。市民からのどうにかできないかという苦情や相談を受けることが多くなっていると思います。

また、天災として、こここのところの猛暑や地震、台風、水害など、いつ危険が身に降りかかってくるか分かりません。正常性バイアスに邪魔されないで、自助、共助、公助の強化も必要です。

また、2025年問題、認知症予防、フレイル予防などなど、健康寿命を延ばしてこれからの人生を楽しみたいものです。それには、行政機関、地域住民、得意分野のマンパワーの連携などの強化が必要です。本日も優しい目、優しい笑み、優しいオーラを放って人に威圧感を与えない、知識が豊富、そのような方々と同じ時間をこの議場で過ごせることに感謝します。

質問に入ります。

阿波市市場町は、2年前の令和4年4月1日に過疎地域に指定されました。そのことにより、国より過疎対策事業の財源を受けることができるようになりました。令和4年度、そして令和5年度と過疎対策事業債を使用して事業を進めていただいております。

6月議会で榎原浩二議員より過疎対策事業債を最大限に活用したまちづくりについて代表質問がされました。市場町の過疎対策事業債を最大限に有効活用することは、阿波市全体にも相乗効果をもたらすものと考えているとの答弁がありました。過疎対策事業債は、地方自治体が過疎地域における人口減少や経済活性化対策などの事業を行うために発行する地方債の一種。地方債は、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、地方、政府が発行する公債。過疎地域に指定されるということは、人口減少、高齢化、産業の衰退など、様々な課題を抱えているということです。これらの課題に対処するために、阿波市政は過疎対策事業債を活用して令和4年度より事業が実施されています。

今回の質問をするに当たって、資料をいただきました。それによると、令和4年度は、過疎対策事業をハード事業として6事業、ソフト事業として12事業、合計18の過疎対策事業に2億2,489万円が活用されました。幸せの種まき事業で過疎に認められた市場町がよい方向に進むことを願います。

過疎対策事業債は、過疎地域における様々な課題解決のために幅広い用途で活用されます。主な用途として4つ挙げます。

1つ目は、人口減少対策。人口減少対策といえば、移住促進や定住の促進。移住促進といえば、移住希望者向けの住宅や生活インフラ整備、地域の魅力発信。定住促進といえば、子育て支援、医療福祉サービスの充実、雇用創出。

2つ目として、経済活性化対策。経済活性化対策といえば、産業振興や雇用創出。産業振興としては、新規産業の誘致や伝統産業の継承、発展、観光振興。雇用創出といえば、中小企業の支援や企業支援や人材育成。

3つ目としての生活環境整備。生活環境整備といえば、インフラ整備や福祉サービス。インフラ整備といえば、道路、公共交通機関の維持改善など。福祉サービスとして、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援。

4つ目としての地域活性化対策。地域活性化対策としては、地域資源の活用やコミュニティ形成。地域資源の活用としては、観光資源の開発、地域特産品の販売促進。コミュニティ形成としては、地域住民の交流促進、ボランティア活動支援。過疎対策事業債は、幅広い用途で活用できるのです。

そこで質問です。

一般質問1問目、過疎対策事業債について、1点目、令和5年度の決算における過疎対策事業債の活用状況はどうなっているのかについて、坂東理事、答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、野口議員の一般質問1問目、過疎対策事業債について、令和5年度の決算における過疎対策事業債の活用状況はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

本市においては、令和4年4月1日に市場町が過疎地域に指定されたことを受け、過疎地域の持続的発展に向けた施策を実施するため、過疎地域持続的発展計画を取りまとめ、令和4年第2回定例会におきましてご承認いただき、事業を進めているところであり、その必要な財源となる過疎対策事業債については、その元利償還額の70%が後年度普通交付税に算入される有利な財源となっております。

令和5年度決算における過疎対策事業債の活用状況につきましては、ハード事業として、（仮称）阿波スマートインターチェンジ建設に伴う市道改良事業や市場公民館大規模改修事業など8事業、起債対象となる事業費約2億1,500万円に対しまして1億8,280万円を活用し、ソフト事業では、40歳以下の方が市内で住宅を取得した費用の一部を支援する阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金や阿波シティマラソン事業など12事業、起債対象となる事業費約3,600万円に対しまして3,500万円を活用しており、ハード、ソフト事業の合計として2億1,700万円の過疎対策事業債を活用いたし

ました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 坂東理事より答弁をいただきました。

過疎対策事業債は、その元利償還額の70%が後年度普通交付税に算入される有利な財源です。令和5年度決算においては、ハード事業の8事業に1億8,280万円の活用、ソフト事業では12事業に3,500万円の活用、ハードとソフト事業の合計として2億1,700万円の過疎対策事業債を活用していただけたのです。

今回の質問に当たり、前年の令和4年度と今期の令和5年度の過疎対策事業債活用実績決算額と令和6年度の予算書ベースの過疎対策事業債活用状況の一覧表をいただきました。億単位のお金を動かす政策です。今後も最大の過疎対策につながるようにくれぐれもよろしくお願いします。

また、市民の方々にもお願いです。令和5年度過疎対策事業債、ハード事業でできた市場公民館約8,200万円、大俣小学校スクールバス715万円、塵芥収集車1,100万円、改修された市場地区小学校プール約2,850万円など、事業費合計2億1,512万4,000円、阿波市の宝を大切に使用しないといけませんね。これからも今ある宝物にプラスアルファをよろしくお願いします。

今回の質問に至ったには、理由があります。

市場公民館の改築工事が終了したとの情報で、何人かと内覧させていただきました。以前と違い、履物を履き替えることもなく、施設を利用できるようになりました。トイレ環境もよくなり、豪華な壁面の美しいトイレが完備されています。エレベーターはありませんが、2階には卓球台を完備、卓球愛好家の方々の健康維持増進になっています。

市場公民館は、市場中学校の道を挟んで東側にあります。私は、きれいになり、使い勝手のよい老若男女と楽しめる見た目も美しい、使い勝手のよい厨房ができるのをとても楽しみにしていました。市の職員の誰と話したかはもうすっかり忘れているんですけども、最近、こども食堂とかみんなとお食事を楽しむような場面が各地でされてますけども、そんなことがしたいですというそんな話をしたときに、市場公民館ができるで、そこでできるで、そうなんだ、できるんだ、楽しみだなと私は心待ちにしていました。なのに、何人かと厨房を最後に見て、絶句したんです。何で、どうして、以前のままで、なぜ厨房は改装されなかったんですか。

物事にはそうなった理由があると思うので、情報をもらいました。厨房はなくして会議室にする計画もあったと聞いて、え、そうなんだと驚きました。でも、厨房がなくなるという情報を知った方々が陳情に來られて、会議室にならず、厨房が残ったと聞きました。

担当課に行きまして、改築費用を教えてくださいました。またもやびっくりです。8, 000万円超え。議員になって不思議に思ったり、驚いたりするのは、公共物の建築工事費に係る経費の高さです。高値です。

市場公民館の厨房を見てがっかりした私は、何人かに話しました、こうだったんですよ。ある方はこんなことを言いました。ぜいたくは言われん、やかんでお茶が沸かせたらええで、そんなに怒られん、8, 000万円以上かかっとなよ。そこで絶句。その後、厨房環境は改善されてきれいにはなっていましたが、今なお、何か残念な思いがしています。

市場公民館は、市場中学校の道を挟んで、先ほども言いましたが、東側にありますけども、今回、災害時の医療救護所に指定変更されたと聞きました。災害で傷病者はそこに行き、トリアージを受けます。え、そんなことになってるんですかと、その情報にも驚きました。また、以前と違い、収容人数が減少することも懸念となりました。

何でも足を踏み入れたら、奥が深いものです。市場公民館という阿波市市場町にとっての宝物に今後もプラスアルファ、マンパワーとか連携が必要です。これからも過疎対策、災害対策につながることを皆さんと考えていきたいです。これからもよろしくお願いします。

引き続き再問します。

過疎対策事業債についての再問、令和6年度の予算計上状況はどうなっているのか、坂東理事、答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 野口議員の一般質問1問目、過疎対策事業債についての再問、令和6年度の予算計上状況はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

今議会に提案させていただいております令和6年度9月補正予算案までを含めた予算計上状況につきましては、ハード事業として地方創生の起爆剤となる（仮称）阿波スマートインターチェンジや市場体育館大規模改修事業など8事業、起債対象となる事業費約3億2, 080万円に対しまして、2億8, 680万円を予算計上しているところでございます。

また、ソフト事業では、移住・定住や地域間交流の促進につながる阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金や阿波シティマラソン事業など13事業、起債対象となる事業費約3,730万円に対しまして、3,500万円を予算計上しております。

今後におきましても、市場町の過疎対策事業債をより効果的な施策に活用することにより、ほかの3町にも相乗効果が生まれるものと考えており、市内全体の活性化に向け、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 坂東理事より答弁をいただきました。

一部の答弁内容を繰り返します。

令和6年度は、ハード事業として8事業に起債対象となる事業費約3億2,080万円に対して、2億8,680万円を予算計上なのです。令和6年度のソフト事業として、13事業に起債対象となる事業費約3,730万円に対して、3,500万円を予算計上なのです。令和6年度は、ハード事業が8、ソフト事業が13の合計21の事業数なのです。9月の補正時点で令和6年の過疎対策事業債予定額の起債額の合計は3億2,180万円となっているのです。

地方創生の起爆剤となるハード事業の内容を金額が大きい順に整理してみました。金額の大きい上位3事業について話します。

1つ目の事業は、（仮称）阿波スマートインターチェンジ、本体プラス道路休憩施設の事業費2億140万円のうち、起債1億6,740万円。

2つ目の事業として（仮称）阿波スマートインターチェンジ整備事業の周辺対策に2,890万円、令和6年度では、（仮称）阿波スマートインターチェンジ事業に約2億円を予算案としているのです。道路休憩施設と周辺対策の内容に期待します。老若男女が喜び、楽しめるエリアの誕生、そして経済効果に結びつく魅力ある政策であってほしいです。行ってみたい、訪れた後はまた訪れたい、好評価の口コミで阿波市を訪れる人が増える、そんなエリアの誕生、政策を期待しています。計画策定段階で市議も参加させていただき、情報交換や意見の交換の場を持ちたいものです。進捗状況の見える化も図ってほしいです。

市場体育館大規模改修事業には、事業予算に590万円、これは設計費用なのです。公共事業には設計段階から高額なお金が必要なのですね。

続いて、令和6年度過疎対策事業、ソフト事業13について、項目だけ13言います。

1つ目、自治会育成振興費交付事業に起債880万円、2つ目、阿波シティマラソン事業に起債650万円、これは事業費811万4,000円、国費、諸収入等153万円と一般財源8万4,000円が充てられています。3つ目、学力向上推進事業、金額は省略していきます。4つ目、学校英語活動事業、5つ目、阿波市で暮らそう！！住宅購入支援事業、6つ目、情報教育推進事業に起債を借りる、8、新規就農支援事業、10、元気なまちづくり活動支援、11、農業フォローアップ事業、12、農業環境形成推進事業、13、最後、頑張る企業応援事業という13でした。

9月1日は防災の日でした。今年の1月に能登半島の地震、4月には豊後水道を震源とする地震、お盆前の8月8日には日向灘地震があり、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を初めて発表しました。徳島に甚大な被害をもたらす南海トラフ地震が切迫しているとのことで、多くの人が何らかの行動を起こしました。阿波市におきましても、防災グッズや水の確保に奔走した方が多々いたようです。

震災に直面したとき、よく言われていますが、命の72時間と呼ばれる初動対応期間がとて重要となります。どれだけ迅速に行動できるのか、またどれだけ準備ができているのかが大切な命を救う鍵となります。公共の力の公助に任せることに、防災教育の推進やインフラの整備などがあります。自助、共助のパワーアップとともに、阿波市での公助、政策をこれからもよろしくお願いします。

私自身も、多額の過疎対策事業債を使用させていただいた地元の市場公民館を大切にしていきたいです。花遊びグループ仲間とできる活動を前向きにこれからも続けていこうと思います。手ごわい草に覆われていた市場公民館敷地内でしたが、仲間と作業することによってきれいになったと言われる声を聞くことでうれしい気分になっている今日この頃です。

これからも安心して暮らせるまちづくりの事業に引き続き過疎対策事業債を有効活用をお願いします。これからの数年は、どこの地域もと思いますが、とても大切です。重ね重ね市政のかじ取りをよろしくお願いします。

これで1問目、過疎対策事業債についての質問を終わります。

次の質問に移ります。

質問内容は、市場公園内の施設についてです。

私の地元の市場町には、市場公園があります。きれいに整備されていると思います。親

子の方や学生さんが楽しそうに過ごしている姿を見ると、こちらのほうもうれしくなったり、楽しい気分になります。市場公園周辺には、市場図書館、市場公園老人憩の家、今年の春より使用中止中の市場住民集会所、きれいな若宮神社などがあります。数か月前に、公園内に念願だった公衆トイレの確保が担当部署の配慮にてできました。公衆トイレは、市場公園老人憩の家の北側に確保していただき、感謝です。新設ではありませんが、洋式トイレの設置やセンサーライトの設置をしていただき、ありがとうございました。

その後、トイレを使用した方が、公園を管理している方に、今あるのは男女が同じ1部屋なんですけども、別々のトイレを希望する方がいたと聞きました。今回のトイレの確保にて、以前からある老朽化している美しくないトイレは使用中止となっています。市場図書館が開いてるときは、市場図書館のトイレの使用が可能です。

トイレ、トイレと言いますけども、トイレは密室となります。安全対策で視界を遮っている木の伐採がされ、トイレに行く動線には浅い側溝。担当課に転倒・転落防止のために側溝にグレーチングの設置を依頼したところ、早々に設置していただきました。木を伐採ということは、切り株がたくさんできていました。つまりいたら大けがしそう、そんなことを担当課に伝えと、早々に現場を視察していただき、その後、きれいに業者に依頼して処理してくれました。けがをする方が誰もいなくてよかったです。迅速な対応、ありがとうございました。

そこで質問です。

質問2問目、市場公園内の施設について。

1点目、市場公園内の老朽家屋の撤去計画は、2点目、市場公園内旧商工会の跡地の活用について、坂東理事、答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 野口議員の一般質問2問目、市場公園内の施設について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の市場公園内の老朽家屋の撤去計画はについてでございますが、市場公園内には市場図書館、市場公園老人憩の家、市場住民集会所、公衆トイレが設置されております。この中の市場住民集会所につきましては、昭和54年に建設され、築年数としては45年となっており、建物の傾きや老朽化が進んでいること、また近隣に類似施設として市場公園老人憩の家が設置されていることから、令和6年第1回定例会において阿波市住民集会施設設置条例の一部を改正し、令和6年4月より用途廃止をしております。この

ことから、市場住民集会所につきましては、令和7年度中には解体設計及び解体工事ができればと考えております。

次に、2点目の市場公園内旧商工会の跡地の活用についてでございますが、旧商工会の跡地につきましては、現時点において具体的な利活用策は定めておりませんが、地域の皆様から地元イベント等の用地としての問合せなどもあることから、有効に活用していただけるよう、市といたしましても協力しているところでございます。今後につきましては、売払いも含め、公有財産の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁をいただきました。市場住民集会所につきましては、令和7年度中に解体設計、解体工事ができるようによろしく願います。

市場公園エリアは、春になると桜とシバザクラが見事に咲き誇ります。桜と道路サイドの壁面に咲くシバザクラのコラボはとても見事で美しいです。その頃には市場公園を訪れてみてください。

いつも、また今日も言いますが、きれいには理由があるんです。6月には、花花クラブの方々が愛情をかけて育てたアジサイを楽しむことができました。やねこじきを守る会の方々による桜まつりなどの催しが開催されて、老若男女が楽しんでいる公園です。老朽家屋には危険が潜んでいます。どうかよろしく願います。

市場公園内には、旧商工会の敷地もあります。夏には一面に草がはびこって、それが胸元ぐらいまで伸びていましたが、最近、シルバー人材センターの方々によりきれいに草を刈っていただき、景観がよくなっています。シバザクラを守る会のメンバーの方は、毎月第1日曜日早朝から草取りをしています。そのたまものであの美しい景観が生まれています。シバザクラを守る会の会長は、雨が降らない真夏の水やり作業を黙々とこなしていました。危険な高い壁面は、シルバー人材センターの方々が除草作業をしてくれています。依頼ありがとうございます。これからもいろいろな方々の連携のマンパワーで安心・安全、そして楽しい、きれいが続いていってほしいです。

これからも阿波市がよりよくなるようにどうぞよろしくかじ取りをお願いします。何かと課題もいっぱいと思います。でも、よろしくお願いします。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 44 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8 番後藤修君の一般質問を許可いたします。

8 番後藤修君。

○8 番（後藤 修君） ただいまから 8 番後藤修が一般質問をいたします。

質問に入ります。

今回の質問は、大きく分けて 4 問の質問をさせていただきます。

1 問目は防災減災について、2 問目は阿波シティマラソンについて、3 問目は子宮頸がん予防ワクチンについて、4 問目はごみ問題についてです。

まず、1 問目の防災減災についてです。

先日も、台風 10 号の影響で本市でも避難所 1 か所が開設されました。その避難所が土成コミュニティセンターでした。職員の方から数世帯の方が避難されていたと伺いました。今後の阿波市においても起こり得る南海トラフ地震のような大規模災害で要配慮者の方が避難所にどうやってたどり着けるのか、その支援体制はどのようなものか、また整備状況について、まずお聞きしたいと思います。

まず、1 点目として、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備状況は。

続けてもう一点、要配慮者の中には、必ず福祉避難所への避難が必要だと思っている方もいらっしゃいます。そこで、2 点目の質問として、福祉避難所の確保・運営ガイドラインへの取組状況は。

以上 2 点について、稲井健康福祉部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問 1 問目、防災減災について、複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1 点目の要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備状況についてでございますが。

災害対策基本法においては、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者として、その名簿を作成

しなければならないとされております。本市におきましては、既に災害時に特に支援が必要な方の避難行動要支援者名簿を作成しており、名簿登録の対象者につきましては、要介護認定3から5の認定を受けている方、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、障害者保健福祉手帳1、2級を所有する重度の方や75歳以上の高齢者のみ世帯、障害者のみ世帯等となっております。このうち、介護認定と各種手帳をお持ちの方につきましては、市の保有する情報により定期的に自動登録をしております。

避難行動要支援者名簿の対象者に対しましては、災害時に備え、平常時から消防機関、警察、民生委員児童委員などの避難支援等関係者に情報提供するかどうか意思確認のため、同意書を取得しております。また、同意を得られた方につきましては、個別避難計画の作成を進めております。

今後も民生委員児童委員や地域の避難支援者のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目のご質問、福祉避難所の確保・運営ガイドラインへの取組状況についてでございますが。

福祉避難所とは、地震等の災害が発生した場合、市が設置する公民館や体育館など一般の指定避難所では避難生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの特別な配慮を必要とする方々が避難する場所でございます。福祉避難所の開設は、市の判断で開設される2次的な避難所で、開設期間は原則として災害発生の日から最大で7日以内となっておりますが、災害の状況等により開設の延長が必要な場合には、市と施設が協議の上、期間の延長を行います。

本市の現在の福祉避難所といたしましては、協定を結んでいる民間施設は10か所で、市の施設である阿波地域交流センターと合わせ、計11か所を確保しております。

議員ご質問の運営ガイドラインの取組状況につきましては、令和3年2月には福祉避難所開設運用マニュアルを作成し、各福祉避難所に開設時の手順等を示し、情報共有を図っているところでございます。また、福祉避難所には簡易無線機を設置するとともに、開設時に必要な備蓄品を市の倉庫に備えております。

今後におきましては、災害状況によっては開設できない福祉避難所も想定されるため、福祉避難所の拡充を図り、特別な配慮を要する方の心身の状況やニーズを踏まえ、避難生活の支援や生活の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。1点目の答弁では、避難行動要支援者名簿を定期的に自動登録し、その中で同意書を取得した者は個別避難計画の作成を進めているということでした。私の認識では、個別避難計画の作成を進める上で避難支援者が足りていないとも伺っています。今後、避難支援者の確保のためにも、民生委員児童委員に準ずる人を含めるなど、検討もしていただければと思います。

2点目の答弁では、福祉避難所として協定を結んでいる民間施設は10か所で、市の施設を合わせると11か所となっていることが分かりました。阿波市総合ハザードマップには、福祉避難所について施設名の前に老人優先や障害者優先と書かれているために、要配慮者の方の中には、必ずその福祉避難所に避難しなければならないと思っている方もいるようです。今回の答弁では、要配慮者の方が指定避難所に明確に避難できることを説明していただきましたので、このことは機会あるごとにその内容について周知していただければと思います。

最後には、福祉避難所の拡充についても触れていただきました。その件についても、重ねてお願いしたいと思います。

次に、防災減災について、情報共有の視点から質問したいと思います。

再問として、防災関係でのLINEの活用状況について笠井危機管理局長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 後藤議員の一般質問の1問目、防災減災についての再問、防災関係でのLINEの活用状況はのご質問に答弁をさせていただきます。

災害が発生し、またはその可能性が高まった場合、市民の皆様へ情報を迅速に告知する手段といたしまして、音声告知機、ケーブルテレビ、市ホームページに加え、議員お話しの市公式LINE等があり、先月8月8日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際、また先般の台風第10号接近時においても市公式LINEを含む全てのツールを活用し、市民の皆様へ情報提供、注意喚起を行いました。

LINEには、音声告知や文字放送といった手段とは違い、リンク先情報を添付できる、文字として手元に残るといった特性があることから、後に情報が必要となった場合でも、速やかに得たい情報が確認できるというメリットがあります。このような特性を鑑みながら、防災情報の提供につきましてはあらゆる利活用を模索してまいりたいと考えてお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○８番（後藤 修君） 答弁いただきました。地震情報や台風情報の防災情報の告知に使われていることが分かりました。実際、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や台風１０号に伴う避難所開設などの情報について、つい最近も目にしているところです。文字として手元に残るということは、非常に大事であると感じています。今後においても、ダムや放流や道路、橋の通行止め、行方不明者の情報など、市民の生命・財産に直接関わる情報について積極的に発信していただければと思います。

では、次の質問に移ります。

阿波シティマラソンについてお聞きします。

各所で開かれているマラソン大会ですが、マラソンブームも下火になり、海陽町の海部川マラソンはボランティアの高齢化、開催費用と財源等の問題で終了になりました。また、徳島市の阿波吉野川マラソンについても、１０月２７日に開催する第４４回大会で終了するとのこと。本市においても、行財政改革が推進されている現在、阿波シティマラソンの財源についてもどのようなになっているかお聞きしたいと思います。

１点目の質問として、阿波シティマラソンの主な財源について、小松教育部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 後藤議員の一般質問の２問目、阿波シティマラソンについての１点目、阿波シティマラソンの主な財源について答弁させていただきます。

阿波シティマラソンは、市内外より多くの方に参加をいただき、開催されております。種目及び定員は、２キロメートルのエンジョイマラソンが１００人、２キロメートルのチャレンジマラソンが２００人、日本陸連公認コースのハーフマラソンが７００人、合計で１，０００人規模となっております。今年３月に開催された大会では、７１２名の参加者のうち、市内からは１２０名の方が参加されています。

大会運営費については、一般財源のほか、過疎対策事業債や参加料を財源にしており、主な経費の内訳は、入賞賞品のほか、インターネットによる受付事務、一部コース周辺の警備、タイム計測など専門業者による委託業務費となっております。

一方で、近年の物価高騰の影響で大会運営費の増額が今後見込まれることから、参加料

や委託業務費などの見直しに努めてまいります。一般財源の負担軽減を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。参加者は712名で、阿波市からはそのうち120名が参加、約17%になると思います。

また、財源としては、一般財源のほか、過疎対策事業債や参加料ということでした。阿波シティマラソンの過疎対策事業債について私が調べたところ、令和5年の実績は580万円、令和6年では650万円の計上予定となっているそうです。過疎対策事業債については恒久的に使える財源ではないので、その事業債がなくなったときにどうするか考える必要もあるのではないのでしょうか。

この点も踏まえて、再問として阿波シティマラソンの今後の開催予定について再問したいと思います。答弁願います。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 後藤議員の一般質問の2問目、阿波シティマラソンについての再問、阿波シティマラソンの今後の開催予定はについて答弁させていただきます。

来年開催予定の第20回大会は、3月の開催に向けて調整を行っております。阿波シティマラソンは、参加された方からコースだけではなく、スタッフの対応も含めた運営面において大変高い好評をいただいております。

また、阿波シティマラソン開催における効果では、地域の活性化を推進するとともに、競技の振興を図り、市民の体力づくり、健康増進にも寄与しております。本市といたしましては、費用対効果の検証も行いながら、参加者と市民が一体となり、魅力のある地域のマラソン大会の開催に向けて引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。来年開催予定である第20回と、記念行事の目玉になると思います。また、ランナーの皆様からは、高い評価をいただいているとのことでした。

しかし、市場町の過疎対策事業債を使って開催しないといけない事業なのか、私自身は疑問に思う点があります。また、他の問題として、お隣の吉野川市で行われる吉野川マラ

ソンの開催日が近いことで、ランナーの争奪戦になっていないか。ほかにも、市の職員の休日を振り替えてのスタッフ参加、阿波市民の１７％参加にとどまっている点、ほかにも、財源は違いますが、阿波市内のスポーツ団体や文化団体の補助金をカットする前に、本大会の規模の見直しなども考慮する点があるのではないのでしょうか。

今後は、吉野川市と協議するなりして、吉野川市、吉野川マラソン隔年開催や参加費用のアップ、これなども検討する必要があるのではないのでしょうか。仮に開催しない年があれば、とくしまマラソンに参加する阿波市民ランナーの補助として送迎のバックアップ、そういうところも考えられるのではないのでしょうか。

いろいろ言いましたが、阿波シティマラソンの今後について考える時期に来ていると思います。検討願います。

次の項の質問に移ります。

子宮頸がん予防ワクチンについてです。

８月２６日、今議会の通告書を提出しました。その日に阿波市公式LINEからこのような通知が来ました。HPVワクチン子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種についてでした。昨日も徳島県の公式LINEから同様の通知が来ました。

そこで、１点目の質問としてキャッチアップ接種の接種状況はについてお聞きしたいと思います。稲井健康福祉部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問の３問目、子宮頸がん予防ワクチンについての１点目、キャッチアップ接種の接種状況はについて答弁をさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの罹患を防ぐことを目的に平成２５年４月から定期接種として開始されましたが、開始後間もなく、副反応が疑われるような症状を訴える人があり、積極的な接種勧奨は中断されておりました。そして、その後、ワクチンの安全性が確認されたことを受け、令和４年４月から定期接種の積極的勧奨の再開とともに、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方に対し、キャッチアップ接種が実施されているところでございます。キャッチアップ接種につきましては、平成９年度から１９年度生まれの女性を対象としており、実施期間は本年度末までとなっていることから、公費で３回の接種を完了するためには、９月末までに１回目の接種をする必要がございます。

議員ご質問のキャッチアップ接種の接種状況につきましては、令和４年度の接種率は１８．８％、令和５年度は１６．０％となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○８番（後藤 修君） 答弁いただきました。令和４年度１８．８％、令和５年度１６％、まだまだ接種率が低いことが分かりました。

そこで、再問として、接種対象者への今後の周知については、これについても稲井健康福祉部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問の３問目、子宮頸がん予防ワクチンについての再問、接種対象者への今後の周知について答弁をさせていただきます。

キャッチアップ接種の周知につきましては、開始された令和４年度に対象となる全ての方に予診票を同封し、個別通知を行っております。また、令和５年度には、定期接種からキャッチアップ接種の対象に移行していく高校２年生に個別通知を行っております。そして、先ほどの答弁の中で申しましたが、公費で接種できるキャッチアップ接種につきましては本年度末で終了することから、令和６年３月には再度全対象者への個人通知を行ったところでございます。

また、国や県においては、テレビや県公式Ｘによる情報発信に加え、県内の大学や学校に依頼し、周知に力を入れているところでございます。

本市におきましても、接種についてのご理解を深めていただくために、ワクチンの効果や安全性などについて、阿波市ホームページや公式ＬＩＮＥで情報発信を行い、周知に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○８番（後藤 修君） 答弁いただきました。個別通知を送っていること、令和６年３月には再度の個別通知が行われ、国や県においてもテレビや県公式Ｘでの情報発信など、多様な方法で周知に努めていることが分かりました。ありがとうございます。

稲井健康福祉部長の１点目の答弁でもあったように、公費で全額を賄っていただけるのは、１回目を今月中に接種する必要があるということです。接種費用は、金額で３回接種で医療機関で若干差がありますが、おおよそ合計８万円から１０万円の費用が発生しま

す。最終、接種するかしないかは個人の判断にはなりますが、知らなかった、接種すればよかったという人が一人でも少なくなるよう、今後も周知に努めていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

ごみ問題についてです。この質問については、令和6年第1回の定例会で質問した内容ですが、そのときの答弁では、時期が来たら説明していただけるとのことでしたので、今回、質問したいと思います。

まず、1点目の質問として、中央広域環境センターでの延期受入れ期間のごみ処理コストは1トン当たりどの程度になるのか。この質問については、町田市長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問4問目、ごみ問題についての1点目、中央広域環境センターの延期受入れ期間のごみ処理コストは1トン当たりどの程度になるのかについて答弁をさせていただきます。

先ほど議員も言われましたように、時期が来たら説明するというので、1トン当たりの単価と申しますが、これにつきましては奥も深くて、環境省のほうで一般廃棄物の会計基準というのが設けられております。そういった中で、まずは基準額を出すんです。この出し方につきましては、ごみに係る経費をごみ量で割ると。今であれば、ごみに係る経費約16億円を、吉野川市も含んだ2市2町の持込み量3万トンで除するというので、約5万4,000円ということで、これも毎年変動があると思います。

こういったことで、関係団体、広域行政をしておりますと、その団体の数によって変動するというので、今は3万トンを4団体で除しておりますが、来年の8月以降は3団体であって、分母が1万6,000トンになるわけなんです。ですから、ガソリンスタンドで、リッター160円というような固定したものとは違うんです、考え方が。例えば、5団体になったら、1トン単価も減ります。また、4から3になったら、1トン単価というのは増えます。分母が増えたり減ったりするんですから、そこを御理解していただきたいと思います。

それに加えて、昨日の志政クラブの笠井一司議員の代表質問でも答弁した分と重複いたすんですが、確かに積替保管施設の優先交渉権者も決まりまして、先月の29日に工事に係る分の議決を満場一致でいただきましたということを踏まえまして、令和9年度、

令和10年3月31日まで、それまでの間はかなりな、答えを言いますとトン当たり8万4,000円。この3年半、この期間は8万4,000円というかなり今よりも高額なトン当たりの先ほどの説明も踏まえた計算になりますが。新施設が建設できた令和10年度、ですから令和10年4月1日から新施設の稼働が始まりましたら、この分につきましては1市2町で計算しても、トン当たりが4万円を切ると推計しております。

こういったことによりまして、この間、概算でございますが、3年半分で10億円なんです、増える分は新施設が稼働したら5年間ぐらいで起債の償還分で、起債といいまして44億8,000万円ということで、そのうち22億4,000万円、半分は交付税で返ってくるんですが、半分は阿波市のほうでこれは償還すると。この部分を除きまして、その増えた10億円程度の分は、5年間ぐらいでコスト削減によってペイできるというように今試算しております。ということで答弁させていただきます。

先月、積替保管施設の改造工事、運転、維持管理及び処理までの一連の業務につきましては、公募型の企画提案方式による事業者選定を行い、積替保管施設ジェムカ事業グループを優先交渉権者に選定いたしました。見積金額の総額は36億9,334万9,000円で、この見積額には組合が負担する光熱水費や積替保管施設以外の維持管理経費は含まれておりませんが、組合の試算によりますと、現時点ではその金額を年間約1億円としております。積替保管施設として利用する2年8か月の間に1市2町から排出されるごみ量を年間約1万6,000トンと見込んでいることから、見積額には光熱水費や積替保管施設以外の維持管理経費は入っていませんので、これらを踏まえて加えて計算したら、何回も申しますが、8万4,000円ということになります。

こういったことで、先ほどに補足するんですが、今の16億4,000万円という2市2町の負担金の割合は、吉野川市が今41%、そして阿波市が35%、板野町が13%、上板町が11%ということで、ごみ量割の主に計算をしているものです。その中で、先ほどもくどいですが、41%が消え去りますので、冒頭に申しましたような計算になりまして、答えのまとめといたしましては、新ごみ処理施設の建設経費も加えまして、これからの3年半につきましてはごみ処理に対して大きな負担を強いられますが、令和10年度の新ごみ処理施設が稼働してから5年間ぐらいでペイできるというような試算で考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 町田市長より丁寧に答弁いただきました。1トン当たりの処理費用は約8万4,000円と、決して安い処理費用だと言える金額ではありませんが、管理者である市長は、ごみ問題を停滞させるわけにはいかない、そういう思いの苦渋の決断だったと思います。

ここで、1トン当たりのごみ処理費用を比較したものをパネルにしてみましたので、ご覧ください。（パネルを示す）

一番下は、現在の処理費用で、これは2市2町、今現在、吉野川市が脱退していない状態では、先ほども市長から説明ありました5万4,000円の費用がかかっています。一番上は、現施設をメンテナンスして1市2町で運営した場合、吉野川市が脱退した場合、1トン当たり10万円と割高になる見込みというふうになっています。真ん中は、今回プロポーザルした積替保管施設に改造した場合の1トン当たりの処理費用、何度も言いますが、これは8万4,000円となる見込みで、1市2町で現状の施設をそのまま使うよりは安くなっている。しかしながら、市長の説明でもありましたように、今の処理方法からすると、約3万円ほど高くなる。しかし、これは5年間でペイできる、そういうふうな説明だったと思います。

全員協議会の説明でも、そうすることにより、ごみ量を減らせば見積金額より少なくなることも説明がありました。この真ん中の8万4,000円が、想定より減量することで処理費用が安くなるということです。お隣の吉野川市においても、新ごみ処理施設稼働開始が25年11月に想定外工事で3か月遅れるということで、ごみ減量化に注視し、市民に生ごみ減量乾燥機の無料貸出しを始めるということも聞きました。

そこで、再問として1点、本市においてのごみ減量化、リサイクル化の現状はどのようになっているのか。この点については、森友市民部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 後藤議員の一般質問の4問目、ごみ問題についての再問、ごみの減量化、リサイクル化の現状はどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

本市におきましては、家庭ごみの中でも特に重量のある生ごみについて減量化及び資源化を図るため、電気式生ごみ処理機の購入補助を実施しております。加えて、令和元年からコンポストの無料配布を開始し、令和5年度末までに累計1,060個配布しており、家庭から排出される可燃ごみは令和元年度以降減少傾向にあることから、一定の効果があ

ったと考えております。

次に、リサイクル化の現状でございますが、本市におきましては、資源ごみとして瓶、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、衣類や毛布、食用廃油を収集しております。収集しましたごみは分別、解体を行った後、処分が必要な瓶や食用廃油につきましては業者に処理を委託し、歳入が見込める新聞類、金属類、廃家電、ペットボトルについては売払いを行い、令和5年度は約1,600万円の収入を得ております。

令和7年7月末をもって中央広域環境センターではごみの焼却は行わず、市外へごみを搬出することから、経費削減のためにもごみの減量化やごみ分別の徹底の必要性をより強く認識しているところでございます。今後も引き続きコンポストの無料配布などごみの減量化に有効な施策に取り組むとともに、今回の積替保管施設への転換を機に、より一層家庭から排出する際のごみの分別化に取り組んでいただけるよう広報やごみ収集カレンダーに加え、ごみ分別アプリも活用しながらあらゆる機会を利用し、周知徹底に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。電気式ごみ処理機の購入補助やコンポストの無料配布、資源ごみの収集リサイクルに努めているとのことでした。

しかし、コンポストは1世帯1個の支給で、耐用年数終了後に次の支給になるとのルールがあるようです。実際のところ、世帯によって人数が違うわけで、家族が多い世帯に2個目、3個目の無償配布をしてはどうでしょうか。また、以前から言っていますが、資源ごみの回収率を上げる方策として、資源ごみの重さや数量によりポイントを設け、指定のごみ袋と交換する、あるいはコンビニやスーパーのレジ袋を指定ごみ袋として市が販売する、割高な中のごみ袋を安くする、できることはまだまだあるのではないのでしょうか。市民の皆様にごみ問題の現状を知っていただき、できることからこつこつとごみ減量化、リサイクル化に協力を求めることも必要ではないのでしょうか。より一層のごみの減量化の取組に期待して今回の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

10番藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番藤本功男です。

今回、私の質問は4点、1つは学校教育について、2つ目は学校の防災対策について、3つ目は環境問題について、4つ目はごみ問題についてです。以上4点、よろしくお願いします。

さて、最近、交流サイト、いわゆるSNS、このSNSというのはソーシャル・ネットワーク・サービスの頭文字なんですかね、フェイスブックや旧ツイッター、今はX、それからインスタグラムとかLINEとか、いろいろ総称しているようですが。これを通じて未成年者が性犯罪に巻き込まれる事件が、県内でも後を絶ちません。7月2日には、13歳未満の少女がSNSのダイレクトメッセージ機能を使って裸の写真を東京の男に送られた事件がありました。また、7月30日には、SNSの交流サイトで知り合った女子中学生が県外の男の自宅に連れ込まれ、性被害に遭った事件などが報じられています。

県警によりますと、県内でSNSをきっかけとした18歳未満の性犯罪被害は2021年以降、毎年6件から7件起きているそうで、中には小学生が被害に遭う事例もあるということです。

デジタル化が急速に進み、スマートフォンなどの利用でいつでもどこでも誰とでもつながる時代になってきました。今の社会は便利と危険が隣り合わせになっているとも言えます。

そこで質問です。子どもたちを取り巻くSNSの利用状況をどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問の1問目、学校教育についての1点目、子どもたちを取り巻くSNSの利用状況をどのように捉えているのかについて答弁させていただきます。

近年、スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機など、インターネットに接続できる機器が急速に普及し、多くの子どもたちが日常生活や学校生活において利活用できるよう

になっております。

今年度、阿波市内の小・中学校で自分のスマートフォンを持っている児童・生徒の割合は、小学生全体では29.7%、そのうち5、6年生に限りますと46.9%、中学生では81.5%となっております。また、令和3年度から全ての児童・生徒に対して1人1台のタブレット端末が整備され、各校においては授業や家庭学習での活用が進んでおります。このように、現在の子どもたちにとってスマートフォンやタブレット端末などの情報機器は、ふだんの生活において欠かせない道具の一つになっており、SNSの利用についてもさらに促進されることが予想されます。

このような状況から、教育委員会といたしましては、今後も児童・生徒一人一人の情報活用能力の育成を図っていくとともに、自分自身で正しく活用するための的確な判断ができる力を身につけさせることが重要であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今の答弁で阿波市内の児童・生徒のスマートフォンの所持率ということで、小学生は約30%、中でも5、6年生になりますと約50%と、それから中学生では80%以上持っているということで、かなり普及しているということです。

これを全国的に見てみますと、2023年の総務省の調査では、6から12歳のスマートフォンの所持率約50%、そのうちSNSを利用している子どもは43.5%というふうな数字が出て、これは年々増えていると。中学生においては、約9割以上の生徒がSNSを利用しているというふうな調査結果があるようです。

これに伴い、SNSをきっかけとした犯罪被害も増加しているということでもあります。子どもたちは、SNSの中でも、オンラインゲーム、インスタグラム、X、旧ツイッターであります、などを通じて悪意のある大人と出会う可能性、これが指摘されております。問題となっていることの一つに、わいせつ目的を隠して信頼関係を築き、子どもを手なずけるグルーミングによる被害があります。

このグルーミングというのが、最近、結構マスコミでも取り上げられておりますけども、グルーミングによって手に入れた裸の写真や動画はネット上で売買され、膨大な利益を生み出しているということで、私この間もある番組を見ておりましたら、相当な被害が広がっていたそうです。

また、怖いのは、一度ネットに流出した裸などの写真は、本人の意思とは関係なく流通

し、消し去ることが難しいという実態があります。デジタル性暴力によって、性的画像や動画を拡散された被害者、子どもたちであります。直接的な不利益を受けるだけではありません。中には、ばれるかもしれないという不安にさいなまれて学校に行けなくなることもあるし、極端な場合は自殺に追いやられるというふうな事例もあると聞いております。事は私たちが考えている以上に深刻と受け止めております。このような状況をなくすためにも、学校、保護者、教育委員会をはじめとする関係機関の果たす役割は大変大きいんじゃないかなと思っております。

そこで、再問として、SNSでの子どもの性被害等をなくすためにどのような対策を講じていくのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問の1問目の再問、SNSでの子どもの性被害等をなくすためにどのような対策を講じていくのかについて答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、SNSを通じて未成年者が性犯罪などに巻き込まれる事件は増加しており、教育委員会といたしましても、このような事件に遭わないための対策を進めていくことは重要であると認識しております。

現在、阿波市内の小・中学校におきましては、情報モラル教育年間計画に基づき、専門機関から講師を招いた出前授業を実施するなど、自分自身で的確に判断し、SNSなどを正しく活用することができるようにするための情報モラル教育を計画的に進めております。また、参観日において講演会を実施したり、入学説明会において被害事例を掲載した啓発チラシを配ったりするなど、保護者への理解と協力を働きかけております。

さらに、1人1台端末を整備するに当たっては、児童・生徒に向けて教育委員会が作成しましたタブレットパソコン活用のルールを各小・中学校へ配布し、学校や家庭で使用する上での注意や管理方法について周知するとともに、保護者に対しても協力を求めています。

教育委員会といたしましては、学校での情報モラル教育をより一層推進させるとともに、今後とも家庭や関係機関との連携を図りながらSNSでの子どもの性被害等の未然防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今の答弁で、学校ではいろいろな対策を行っているということ

で。情報モラル教育と言われておりますが、これを計画的に進めて、いろんな機会を通じて啓発活動を行っていることが分かりました。ちょうど今、学校GIGAスクール構想で1人1台端末が配られ、学習を進めています。タブレットの利用に関しても、活用のルールを決めて保護者に協力を求めているということでもあります。

SNSを通じての被害をなくすためには、知らない人とやり取りをしない、個人情報や載せないなどの利用する上でのスキルや実際の被害の中身を具体的に教えることも重要ということで、これも講演会等を開いてやっているということでもあります。

しかし、最も重要なことと思うのは、ネットに救いや居場所を求める子どもをなくすことではないかなと思います。性被害に遭った子どもは、自分のことを認めてほしいという承認欲求や孤立感を持っていると言われます。また、様々な原因で日常生活で満たされず、寂しい思いをしている子どもが多いとも言われます。ささいなことでも相談できる環境、周囲で信頼できる大人がいることも欠かせません。

さらに、性教育、この中身も重要ではないかなと。その中身あるいは情報教育の活用ということも触れておりますが、この中身を再度点検して、子どもの身を守る、生きる力の育成に頑張ってもらいたいと、そういうふうに願っております。

次に、移ります。

8月8日、九州南部日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。そのことの関連で、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。これは、今回、何人かの議員も触れておりましたけども。いよいよ大規模地震の前触れかと、私たちも大きな不安と同時に、対策、備えを考えさせられた情報でありました。そのような状況下にあって、学校で大災害が起こったときに、いかにして子どもの命を守るかが今改めて問われております。

そこで質問です。学校における災害発生時の子どもの命を守る対策についてお尋ねをします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 藤本議員の一般質問の2問目、学校の災害対策についての1点目、学校における災害発生時の子どもの命を守る対策について答弁させていただきます。

学校においては、学校保健安全法の第27条において学校安全計画を策定し、これを実施しなければならないことが明記されております。本計画については、各校の実態に即し

て毎年見直しが行われております。災害発生時において適切な行動が取れるよう、具体的なマニュアルが示されており、様々な場面を想定した避難訓練を実施する中で、教職員と児童・生徒が命を守るための適切な行動が取れるようにしております。

また、災害発生時に学校においてはメール等で保護者へ連絡し、児童・生徒を安全に保護者へ引き渡すことにしております。万が一、保護者が学校まで来ることができない場合には、各校に整備されております備蓄品などを活用しながら安全な場所で待機し、最後まで安全に引き渡すことができる体制を整えております。

一方、学校施設につきましては、阿波市内全ての小・中学校において平成26年に耐震化が完了するとともに、教室等の窓ガラスの飛散防止や蛍光灯の落下防止など、設備面の整備についても進めております。また、防災ヘルメットや防災頭巾等の整備につきましては、学校の意向を考慮しながら検討してまいります。

教育委員会としましては、今後ともソフト面、ハード面の両面から安全性の向上を図り、子どもの命を守る防災対策の推進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今、答弁でもありましたように、学校は災害対応マニュアルを作成し、地震や火災などを想定した訓練を工夫しながら実施しているということであります。さらに、子どもを保護者に安全に引き渡す、こういった訓練もしていると。

耐震工事に触れられましたが、2014年、平成26年度に全ての小・中学校において完了しているということであります。ただ、先ほど来から出ている南海トラフ地震と中央構造線活断層地震、この2つが大きな地震災害ということで想定されておりますが、これが起こりますと、阿波市では最大6強の地震が想定されています。その状況下の中で子どもの命を守り切れるのかと問われると、課題はいっぱいあるような気がいたします。

その一つが授業をしているときの対応です。一般的に、今、学校では、地震が起きたら、頭を守ってすぐ机の下に潜って、安全を確認しながら外に逃げていくと、避難していくという、こういう状況で訓練を行っております。ただ、直接頭を守るヘルメットや頭巾というのはないんですよね。（パネルを示す）

これをご覧ください。これは、ある学校の校舎内外の写真を許可を得て撮らせてもらったものなのですが。先ほどの話で2014、平成26年度に耐震工事は終了しているんですよ。阿波市はそのときに大規模改修も行いましたので、トイレ等も快適になりました。

た。ただ、大規模改修の基本は、構造物、柱、はり、壁等が中心と理解しております。

そこで問題となるのが、非構造部材です。例えばガラス、先ほどの答弁で飛散防止の措置も取られているということですが、よくよく見ると、ごく一部です。それから、天井等は、いろいろ照明器具等がありますよね。それから、天井も新しくなっているところもあれば、旧来のままのところもあるんです。それから、内部はいろいろな内装材があったり。この学校なんですけども、階段の手すりに落下防止のためにガラスを設置しているんです。これなんかは明らかに落下します。そのほか、外に出て、外装材あるいはベランダの手すり等を見ますと、かなり課題があることが分かります。

これ、私、教育長、何校か見せてもらいましたが、よく似た問題をいろいろ抱えているということでもあります。

このような状況から考えますと、先ほどの答弁でもヘルメットや頭巾については学校のニーズ等を考慮しながら今後検討していくということではありますが、ぜひとも校長会等あるいは学校等のニーズを引き上げながら検討していただきたいと。

全国的には、小学校で50%、中学で40%がヘルメット。ヘルメットって、小学校なんかはなかなか置く場所に苦慮するんですが、いろいろ工夫しています、座席の下とか。学校によりますと、頭巾を座布団代わりに置いてるとか。要は子どもの命に関わることで、再度協議検討していただきたいのが1点。

2点目は、今回、能登半島地震で非常に教訓になったのが断水でした。あれは震度7、7まではいかないとしても、今回の能登半島地震では大混乱だったということは分かるんだけど、これは1月1日でした。もし、これ、学校で授業をしているときに起こったらどうでしょう。先ほど答弁で保護者への引渡しの訓練の話も出ましたが、もし能登半島地震的なものが起これば、子どもを一定期間預かる、こういうことが想定されます。そのときに、学校に教職員や子ども用の水、食料をはじめとした備蓄品が別途あるのかといえば、阿波市はありません。特に食べる物、中にはアレルギーの子どももいると聞いておりますので、これは今後検討の余地があるのではないかと。

3つ目に、断水でトイレが使えなくなった。私も現職のときにいろいろ訓練をしてきたんですが、断水でトイレが使えないときの対応訓練は実はしておりません。今回の能登半島でも、簡易トイレの利用というのが有効であったということでありました。学校においても、今後、このような物を使つての訓練、あるいは一般の住民以外にこういった物を置いて、子どもたちの命を守るための取組が必要ではないかなというのを今回痛感しており

ます。

このように今までのやり方や備えを振り返りつつ、大災害からいかにして子どもを守っていくか、今、私たちに突きつけられている課題だと思います。ご検討のほどよろしくお願いします。

○議長（笠井安之君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後 0 分 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 次に移ります。

6月23日の地元紙に発がん性が指摘される有機フッ素化合物が各地の浄水場や河川で検出されている事態を受け、政府が水道水の全国調査に乗り出したという記事が掲載されていました。有機フッ素化合物、聞き慣れない物質ではありますが、説明をさせていただきます。（パネルを示す）

有機フッ素化合物、PFASというふうな呼び方をするようです。発がん性が疑われる化学物質で1940年代から製造が始まっているということではありますが。アメリカでは、1960年代からこれが問題視されてきたということでもあります。といいますのは、今言いました発がん性が疑われるということです。この化合物なんですけども、1万種類以上の物質があって、中でもPFOSとPFORというのが有名で、この2つはストックホルム条約でもう既に輸入や製造が禁止されているということでもあります。水や油をはじき、熱に強い特性から、フライパンのコーティングや食品包装、防水スプレーなど、幅広く使われてきたと。自然界では分解されにくく、永遠の化学物質と言われると。化学工場や空港、米軍の基地周辺などで検出しているということで、具体的にマスコミ等で大阪府摂津市、沖縄県の嘉手納市、宜野湾市、青森県の三沢市などで検出されている。

さらに問題の水道水なんですけど、基準値を超えているということでマスコミに取り上げられているのが、岡山県吉備中央町、さらに桑名市などがあるということでもあります。

そこで質問です。有機フッ素化合物と阿波市の水道水の関係をどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 藤本議員の一般質問の3問目、環境問題について、有機フッ

素化合物P F A Sと阿波市の水道水の関係をどのように捉えているのかについて答弁をさせていただきます。

本定例会の笠井一司議員の代表質問においても答弁させていただいた内容と重なる部分もあるかと思いますが、水道水は、水道法第4条に基づき水質基準が定められており、基準に適合するものでなければならないことから、水道法により一般細菌、大腸菌など51の水質基準項目について水質検査が義務づけられております。

本市では、安全で良質な水道水を供給するため、事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、計画に基づき検査を実施しております。検査計画及び検査結果につきましては、阿波市ホームページにて公表しております。

議員ご質問のP F O S及びP F O Rにつきましては、国において令和2年4月に水質管理目標設定項目に位置づけられ、P F O S及びP F O Rの合計として1リットル当たり50ナノグラム以下とする暫定目標値が定められています。水質管理目標設定項目とは、将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する見地から、水質管理上、留意すべき項目として定められているものであります。

こうした中、本市では、P F O S及びP F O Rへの対応としまして、検査義務はございませんが、水質基準項目に加えて令和3年度から随時7地点において検査を実施しており、直近の本年8月の検査を含め、これまでの検査結果はいずれも暫定目標値を大きく下回っており、水道水の安全性を確認しております。

今後も引き続き国等の動向を注視しながら、監視、調査を継続し、安全で良質な水道水の供給に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 阿波市の水道水、今説明がありましたが、国が定める基準、P F O S及びP F O Rの合計として1リットル当たり50ナノグラム、これよりも大きく下回っているということで、まずは安心いたしました。

私、ホームページ、先ほど説明がありましたが、令和3年8月の検査結果を見てみました。採水場所と言いましたか、取る場所によって若干値は違うのでありますが、その値を見てみたら、9、8、7、2というふうな数字が上がってございました。これらは、先ほど言ったように、国の基準値以下であります。

ただ、気になるのが、アメリカが今年の4月から飲料水の基準値をP F O SとP F O

R、それぞれ1リットル当たり4ナノグラムとしました。まだまだ科学的知見が不十分とはいえ、発がん性の可能性があることから、アメリカはより厳しい基準値にしたのではないかなと考えられます。この基準値から阿波市の水道水の値を見てみると、全く無視できる数値かというところ、若干気になるところもあるというところでございます。

有機フッ素化合物は、冒頭でも説明しましたが、この製品以外にもバッテリー、小型電子機器、半導体などかなり多くの製品に使われていると、また魚にも含まれていると言われております。

私たち、かつて大問題となったダイオキシンの経験があります。それと比較するという意味ではありませんが、今後じっくりと注視しながら有機フッ素化合物、PFASの情報に目を向けていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いします。

次に移ります。

今、阿波市は、ごみ行政の大きな転換点に差しかかっています。ご存じのように、吉野の中央広域環境センターでのごみ焼却は、来年7月までであります。8月からは、山口県萩市の廃棄物処理業者に処理を委託すると。先ほど市長からも詳しい説明がありました。

その後、順調にいけば、約3年後、2028、令和10年4月からは、阿波町東長峰におきまして、好気性発酵トンネルコンポスト方式という新しいやり方で処理をして、ごみを固形燃料にしてメーカーに売ることになります。

ごみ行政で最も大切なことのひとつに、いかにしてごみを減らし、コストを削減するかということがあります。言うまでもなく、ごみ処理に費やす費用は巨額です。阿波市のような小さな自治体には、財政に大きな影響を与えます。昨日の代表質問で笠井一司議員のほうからかなり先の見通しを立てながら経費の件についても質問がありました。

そこで質問です。現在の阿波市の可燃ごみと粗大ごみの状況についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 藤本議員の一般質問の4問目、ごみ問題についての1点目、現在の阿波市の可燃ごみと粗大ごみの状況について答弁させていただきます。

中央広域環境センターによりますと、令和5年度に阿波市が搬入した可燃ごみのうち、事務所からのごみを除いた家庭からの可燃ごみの排出量は約6,200トンで、令和元年度の6,800トンと比較しますと、約600トン減少しております。

減少した要因としましては、人口の自然減少に加え、先ほど後藤議員のご質問でも答弁

させていただきましたように、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図るため交付しております電気式生ごみ処理機の購入補助や令和5年度末までに累計1,060個に達したコンポストの無料配布などが生ごみの削減に寄与していると考えているところでございます。

続きまして、粗大ごみについては、阿波市における令和5年度の家庭からの粗大ごみ排出量は約260トンで、令和元年度の約210トンと比較しますと、約50トン増加しております。

増加した要因としましては、コロナ禍に外出を控えたことにより、家庭内での整理が進み、不要となった物が粗大ごみとして搬出されたことが要因の一つであると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今、令和元年度と令和5年度の比較で、可燃ごみと粗大ごみの排出量について具体的な数値で説明をしていただきました。

見にくいグラフですが、見てください。（パネルを示す）

これは阿波市のごみの量、2014年から2023年までの10年間をグラフ化したものです。先ほども説明がありましたが、このごみは一般家庭から出る可燃ごみと粗大ごみを表しています。ということは、事業系のごみとか缶、瓶、ペットボトル、それから段ボール、新聞、布等々の資源ごみというのは入っておりません。

グラフを見ていただきたいんですが、2014年のときには阿波市から出たごみは6,891トンであった。それが、10年後、昨年です。6,475トン、ですから若干減っている。答弁でもありましたように、これは人口減によるというのが一番大きな理由でしょうかね。一方、下です。下は、阿波市の住民1人当たりが年間どれぐらいのごみを出しているのかということなんですが、これを見ますと、1日当たり、2014年のときには475グラムであった。それが、ほとんど変化はないんですが、若干増えて昨年は511グラムであった。つまり、全体としては減ってきているんだけど、一人一人に照らし合わせると、ごみは減っていないんだということが、これから分かります。

それで、今、私たちが出しているごみなんですけども、先ほどの後藤議員のときに、来年8月から約3年間、どんだけのごみの1トン当たりの単価がかかるのか、それから東長峰に移ったときにはどれくらいというのは市長のほうからも答弁ありましたが。今現在

は、トン当たり5万円から6万円です。そして、来年8月からはトン当たり8万円から9万円ということでしたね。8万4,000円という数字も出ておりましたが。

阿波市民が出すごみ、今説明しました。約6,500トンとして、仮に市民の皆さんのさらなる努力によって1割、10%減らすことができますと、単純に計算して5,000万円経費が浮くことになります。

そこで、再問として、今後、ごみの減量化に向けてどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 藤本議員の一般質問の4問目、ごみ問題についての再問、ごみの減量化への取組について答弁させていただきます。

令和5年度に中央広域環境センターが実施しましたごみの組成調査によりますと、阿波市から搬入した可燃ごみのうち、約20%が生ごみであります。これまで本市では、電気式生ごみ処理機の購入補助やコンポストの無料配布を積極的に実施することで、家庭から排出される生ごみの減量化に取り組んでおりますが、一般的には生ごみの8割が水分と言われていることから、ごみの減量化を実施するに当たり、生ごみの削減は必要不可欠であると認識しております。

また、中央広域環境センターにつきましては、令和7年8月以降ごみの焼却は行わず、積替保管施設として利用し、ごみは市外へ搬出することとしており、1市2町から搬出されるごみの量は年間約1万6,000トンと見込んでおります。

ごみの減量化を実践することは、市外へ搬出する際の運搬費用やその後の処理に係る費用の削減につながってまいります。また、可燃ごみと資源ごみを正しく分別して排出していただくこともごみの減量化を図るために重要であることから、これまで市民の皆様には、広報やごみ収集カレンダーに加え、ごみ分別アプリを活用しながらごみの正しい分別や適切な出し方をお願いしているところでございます。

今後も引き続きごみの減量化につながる有効な施策に取り組むとともに、あらゆる機会を利用して周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 私たち、毎日ごみを出しているわけではありますが、改めまして環境衛生課から各家庭に配っているごみカレンダー、ごみ収集カレンダーですけども。

(資料を示す) もう一度中身を見ますと、可燃ごみは週2回、それから瓶類、缶類、ペットボトルは週1回、そして粗大ごみと一部新聞、段ボール、布等々の資源ごみも月1回ということで。このごみカレンダー、先ほどアプリの話もありましたが、何をどのように出さなきゃいけないのか、出してはいけない物は何なのかというのがこれを見ると分かるわけです。

問題は、このとおりしっかりと分別等をして出されているご家庭もたくさんあるわけです。しかし一方で、阿波市のごみの回収は、1枚25円のごみ袋の中に入れておけば、ほぼ何でも持っていつてくれるというのも現実であります。ですから、この20年間、かつてのような細かい分別とか、婦人会の方とか学校とかというのが随分となくなってきた、吉野にある中央広域センターの炉が大変性能がよくて高温で溶かしてくれるという現実もあって、まあまあごみ袋に入れておれば持っていつてくれるというのが続いていると。それもごみ減量をにとってみたら少しマイナス要因になっているのではないかなという危惧も持っております。

そういう意味からいいますと、ごみの減量、これは言うまでもありません。先ほどごみカレンダーを出しましたが、これに基づいて分別、出していい物、出してはいけない物を徹底するというのが大原則ですよね。

それから、さっきも答弁にもありましたように、生ごみの減量というのが不可欠であると。それから、答弁でもありました、もう既に令和5年までには1,060個、人口比にしますと、家庭の1万5,000軒に合わせてみますと、7%ぐらいの家庭には行き渡っているということなんですが、コンポストの無料配布をしながらごみ減量をやっていると。それ以外にも、ごみ減量に取り組むということは、たくさんいろんなことがありますよね。マイバッグの使用というのも最近広がってきました。それから、無駄な物は買わない、使い捨ての物もできるだけ減らすとか、いろんなアイデアをしながら各自治体もいろいろとごみ減量に取り組んでいるということでもあります。

最後ですけれども、私、ごみの減量については、市民が主役、これ、市長のキャッチフレーズもあるんですけども、官民が一体となって取り組む大きな政策課題だと思います。これこそ、市民と一緒に、市からいろんな広報をするということは大事なことです、それだけでは駄目です。まさに市民の力を得るためには、具体的な作業部会をつくって、様々なごみの減量のアイデアを持ち寄って、形にして実行する、市民が中心となってごみ行政の推進をやらないと、効果、結果にはつながらない。これには、プロジェクトと

しての取組が要るんじゃないかなと、市長、思います。

今、先ほど、私、ごみの大きな転換期と言いましたけども、市長、市民の間からも、今こそごみ減量に全員が取り組むべきじゃないかと、そしてこれだけコストがかかっているのであれば、みんなの力でお金を減そうじゃないか。浮いたお金はきちっと見えるように形にして、市民の活動に還元しようじゃないかという声もあります。そういう意味では、ごみ行政、私もどちらかというと、施設のこととか、そういったことに重きを置いて今まで質問もしてきましたが、これも一方で大事なことですけども、ごみの減量にいかに市民の知恵と力をお借りして取り組んでいくのか、市長、これからのとても大きな政策課題だと思います。一緒に実現しようではありませんか。

そういう意味で、今日最後にそういうふうな呼びかけをさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時34分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番、日本共産党、中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

最初は、防災対策について。

2012年8月29日、内閣府は南海トラフの巨大地震の発生で県内の死者が最悪3万1,000人、負傷者は最大3万4,000人となる被害想定を示しました。2003年の県の想定は4,300人の約7倍に達しました。巨大地震は、駿河湾、九州沖の南海トラフのどこで地震が発生するかに分けて想定されます。県内に最大の人的被害をもたらすのは、紀伊半島沖から四国沖でプレートが大きくずれて津波が発生した場合です。死者3万1,000人のうち、亡くなる一番の要因は津波で、約8割の2万5,000人を占めると言われています。ただ、同じ季節、同じ発生時間帯でもすぐに避難する人の割合が増えたり、情報伝達がスムーズだったりすれば、津波の死者は大幅に減り、約6,600

人。いかに早く避難するかが被害軽減を左右します。

今回の能登半島地震を通して、石川県の被害想定はどうだったのか。県の地域防災計画における地震被害の想定は27年前から実質的に改定されず、石川県ですね、極めて甘い状態で放置されていたことが分かりました。巨大地震の兆候がなかったのだから、大規模な被害想定はできなかったのではと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、もともと能登半島は地震多発地帯です。1892年、古いですが、マグニチュード6.4、1896年、マグニチュード5.7、1933年、マグニチュード6.0など、近代史に多くの記録。2000年代には2007年3月25日、マグニチュード6.9の能登半島沖地震、2020年3月13日、マグニチュード5.5、2022年6月29日、マグニチュード5.4、2023年5月5日、マグニチュード6.5と続き、今年の6月の地震の僅か7か月後、今年1月1日に今回のマグニチュード7.6の巨大地震が発生しました。地震は連続しており、巨大地震の兆候はなかったとは言い切れないでしょう。少なくとも適切な備えがない状態で巨大地震が発生しました。

地震発生から半年の節目に、報道各社が検証記事を掲載しました。「避難所、30年前の阪神と同水準」と題した記事で、輪島市は半数の避難所で食料備蓄ゼロ、段ボールベッドの備蓄は市全体でゼロだったと振り返りました。

さて、我が町の備蓄の実態は。避難所運営では、台湾の避難所のテントの設営の早さに感心しましたが、そこで質問します。本市の避難所運営のプライバシー確保の方策は、またそのための物資の備蓄はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の1問目、防災対策についての1点目、避難所運営のプライバシー確保の方策は、またそのための物資の備蓄はどれくらいかのご質問に答弁をさせていただきます。

避難所生活では、不特定多数での集団生活を余儀なくされることから、様々な健康リスクが増大します。感染症や床から舞うほこりによる呼吸器系の疾患、さらには人目から逃れられないことによるストレスといった災害関連死の原因となる様々な問題が生じます。

このようなことから、本市では、災害が起きたときの備えとして、阿波市地域防災計画に基づき備蓄物資の整備を行っております。プライバシー保護と感染症対策等の両面から、体育館等で使用するパーティション4,200枚やシェルター300張り、グラウンド用のテント700張りなど、居住スペース、パーソナルスペースを確保する資機材に加

え、空気の循環、冷暖房確保など環境改善のためのスポットクーラー８４台、石油ストーブ１９８台、発電機１６２台を整備しております。

なお、各小・中学校へ５台ずつ配備しておりますスポットクーラーにつきましては、夏の時期には各種イベント開催時に熱中症対策として有効利用させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○１２番（中野厚志君） 答弁いただきました。プライバシー保護と感染症対策の両面から、体育館等で使用するパーティション４，２００枚やシェルター３００張り、グラウンド用のテント７００張りなどの居住スペース、パーソナルスペースを確保する資機材や空気の循環、冷暖房確保などの環境改善のためのスポットクーラー８４台、石油ストーブ１９８台、そういうのを整備していることが分かりました。想定される避難者数に十分対応できるように物資の備蓄を推進してください。

今回の能登半島地震で耐震化された学校の校舎の倒壊はゼロだったというふうに、実は議会の前に、我が党の党本部の防災士の方が実際に能登半島に行かれてずっと状況を見てきたそうです。その中で耐震化された学校だけは、全部きちんと残っていたそうです。校舎を避難の拠点にする観点が大切だと考えられます。

そこで質問します。学校も含めて備蓄のための施設はどこにあるのでしょうか。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の１問目、防災対策についての再問、学校も含めて備蓄のための施設はどこにあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時用の備蓄物資は数量も膨大となることから、保管には広いスペースが必要となります。指定避難所である各小・中学校施設のほかにも、各町ごとの防災倉庫や各支所及び阿波地域交流センター等にて計画的に保管しております。

また、これら備蓄物資は先ほど答弁をさせていただいた資機材などのほか、飲料水や食料品、哺乳瓶とミルクやおむつ、簡易トイレ及びトイレ処理セットに加え、毛布や敷きマットなど多種多様な物資を確保し、保存期限に合わせてローリングストックにより更新しております。

なお、これら備蓄物資につきましては、阿波市ホームページにて阿波市災害用備蓄物資一覧表を掲載し、公表しています。

以上、答弁とさせていただきます。

( 1 5 番 松村幸治君 退場 午後 1 時 4 5 分)

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○ 1 2 番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

6 月 2 6 日に開催された政府作業部会有識者会合では、住民からの要望と批判がたくさん出ました。人口減少や高齢化が進行するもとの孤立集落への対応、避難所運営の在り方、物資輸送体制の強化、保健・医療・福祉など要配慮者への対応、住まいの確保などが検証、検討課題として提起され、また有識者委員からは、医療や福祉などの人手不足が深刻、孤立集落のようにすぐに救援に行けない地域は特に耐震化を強化すべきだ、避難所の環境改善に向けて移動式のトイレトレーラーなどを全国的に用意しておくべきだ。先ほども地震のあれでトイレの話が出ておりましたが、我が党の防災士が行った能登半島では、結局、トイレは水洗が使えない、すぐ詰まってしまう。結局、ボランティアの人たち、行った人たちがゴミ袋にひしゃくで全部すくって、それで始末したそうです。そういう報告も受けました。その点、移動式のトイレトレーラーというのは、用意しておく必要があると思います。それから、女性や高齢者などの視点を取り入れた避難所の整備と運営が必要だなどの意見が出されました。充実した防災対策ができますよう、予算なくして備えなしという言葉があります。地方から防災交付金増やせの声をぜひ上げていきましょう。

では、2 番目に行きます。

国民健康保険について。

「子育てするなら阿波市」というキャッチフレーズは、子育てにたくさんの支援や補助があり、ほかに比べて子育てにお金がかからない自治体ですというイメージを抱かせます。しかし、現実には子どもが生まれたら均等割で税負担が増えます。

そこで質問します。国保税の 1 8 歳以下の全ての子どもの均等割の負担はどうなっているのか答弁ください。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の 2 問目、国民健康保険についての 1 点目、国保税の 1 8 歳以下の全ての子どもの均等割の負担はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

国民健康保険税は、その世帯における加入者の収入や加入者数に応じて世帯ごとに計算されます。具体的には、加入者の前年中の所得額に応じて算出する所得割、加入者数に応

じて算出する均等割、1世帯当たりで算出する平等割による3方式の合計額となります。

議員ご質問の18歳以下の均等割の負担はどうなっているのかにつきましては、加入者1人当たり年額3万7,000円でございます。

そのうち、未就学児につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として未就学児の均等割保険税を軽減する制度が令和4年4月から開始されております。軽減内容は、国民健康保険に加入する全世帯4,919世帯の未就学児141人を対象に国民健康保険税の均等割額を5割軽減し、その減額相当額を公費で支援するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。未就学児、141人は半額公費で負担してくれるとのこと。少子化の時代、できたら18歳以下の全ての子どもの均等割を半額にしてほしいと思います。そこまですれば、子育てするなら阿波市に近づくと思います。

続いて質問します。

それができないのであれば、もし市として独自の補助制度があったら教えてください。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の2問目、国民健康保険についての再問、市として独自の補助制度はあるのかについて答弁させていただきます。

国民健康保険の税額につきましては、共同運営である徳島県の国民健康保険運営方針と現在の経済情勢や運営状況を考慮し、税率を決定しております。

議員ご質問の独自の補助制度はあるのかにつきましては、本市独自の補助制度は設けておりませんが、国の制度に基づき、所得が低い世帯や子育て世帯への軽減措置を行っております。

所得の低い世帯への軽減措置としましては、世帯主とその世帯の国保加入者の所得金額の合計が判定基準以下の場合は均等割、平等割が軽減され、7割、5割、2割の軽減が適用されます。

次に、子育て世帯への軽減措置としましては、先ほど説明しました未就学児の均等割が5割に軽減されます。加えて、所得が低い世帯への軽減措置が適用されている世帯は、軽減後の額からさらに5割が減額されます。

国民健康保険制度につきましては、基本的には国の施策として統一的に実施されるもの

と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。軽減措置で負担はかなり減っていると思いますが、国の制度なのでご理解くださいという答弁なのですが、市としてもまた独自の軽減措置も検討してください。

次に、健康保険証のことについてに行きます。

健康保険証とマイナンバーカードをひもつけすることによって12月2日をもって現行の健康保険証を廃止する予定ですが、マイナ保険証は便利な点が多いと言われます。しかし、問題点は全て解決したのでしょうか。もともと国民総背番号制とは言いませんが、国家管理がしやすいという危険性と企業のために情報が流され、利用されるという危惧もあります。

そこで質問します。健康保険証とマイナンバーカードをひもつけしない人への対応は。紙媒体の保険証は続けられないのでしょうか。お答えください。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の2問目国民健康保険についての再々問、健康保険証とマイナンバーカードをひもづけしない人への対応は、紙媒体の保険証は続けられないのかについて答弁させていただきます。

国の法改正に伴い、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証を一本化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。今年度におきましては、有効期限を令和7年7月31日までとする健康保険証を交付済みでございます。

議員ご質問のマイナンバーカードにひもづけしない人への対応と紙媒体の保険証は続けられないかにつきましては、発行済み健康保険証の有効期限が切れる前に健康保険証に代わる資格確認書を交付いたします。資格確認書は紙媒体であり、有効期限は令和7年8月1日から1年更新を予定しており、これにより引き続き医療を受けることができます。今後におきましても本市の国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（15番 松村幸治君 入場 午後1時59分）

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○１２番（中野厚志君） 答弁いただきました。

９月２日の徳島新聞、その中に「健康保険証廃止まで３か月、マイナ利用率低迷続く」という見出しがあって、その中でマイナ保険証の７月の利用率は１１．１％、マイナンバーをめぐる情報のひもつけ誤りで国民不信が広がり、一時は４％台まで落ち込んだ。厚生労働省は、５月から７月を集中取組月間と位置づけ、テレビ、ＣＭなど広報に力を入れていました。

また、全国保険医団体連合会という組織の副会長さんは、８月２２日、東京都内の集会でマイナ保険証に不慣れな高齢者にとっては現行の保険証がはるかに使いやすいと述べ、廃止を見直すように訴えました。

何でもかんでも国の言いなりではなく、高齢者や弱い立場の人たちに寄り添った行政をやっていくことも大切だと思います。

それでは、次の質問に行きます。

小・中学校の平和学習について。

憲法第９条は、戦争の放棄をうたっています。武力は何も解決しないという強い信念です。第９条は、世界からも称賛されるすばらしいものです。世界で唯一の被爆国という立場、経験から生まれる当然の考えです。しかし、唯一の被爆国なのに、核兵器禁止条約を批准しない。全国に米軍基地をつくって、核の力で平和を維持しようとしている。自衛隊、安保条約、これは完全に憲法違反。来年度予算は軍事費８兆５，３８９億円、３年で１．６倍、文教予算の約２倍、平和国家、文化国家とは程遠い国づくりをする今の日本の政府。教科書検定にも変化が起こっています。特に社会科の歴史の教科書なんですけども、庶民の歴史より英雄を持ち上げたり、皇国史観、神話を事実とする植民地支配を正当化する、そういう内容の教科書を検定で合格させています。危険な軍靴の足音が聞こえてきます。それを防ぎ平和を推進するために、阿波市での取組について聞きたいと思います。

小・中学校の教育活動の中で平和学習はどんな内容でどのように取り組まれているのか。そして、続けてその成果についてお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の３問目、小・中学校の平和学習について幾つか質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の小・中学校の教育活動の中で、平和学習はどんな内容でどのように取り組まれているかについて答弁させていただきます。

平和学習につきましては、各校の教育課程の中で様々な教科等において系統的に取り組んでおります。

例えば小学校では、国語科において平和学習に関連した教材を用い、登場人物の心情などを正しく読み取りながらそこに描かれている戦争を追体験し、戦争の恐ろしさや命の大切さについて考えられるようにしております。

中学校の社会科では、学習指導要領に基づき、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる、また世界平和の実現と人類の福祉増大のために各国民が協力し合うことが重要であることなどについて指導することとなっております。

また、戦争体験を語り継ぐ会や修学旅行先である長崎や沖縄で戦争の恐ろしさや悲惨さについて直接お話を伺う機会を設け、命の大切さや人と人との絆を築いていくことの尊さについて考えを深める学習が実践されております。

次に、2点目のその成果について答弁させていただきます。

平和学習後における子どもたちの感想やその後の姿勢について一部紹介いたします。

今ある生活が当たり前ではないことに気づき、よりよく生きたり、友達との関わりを大切にしようとする姿が見られるようになった。戦争の悲惨さや恐ろしさ、命の大切さについて考えることができた。戦争の種になるようなことは身近なところにもあり、一人一人が日々の生活の中で平和の実現を常に考えて行動することが平和な世界を築く上で大切だと学んだ。何ができるのかを自ら考え、それを行動に移していこうとする強い意志を感じたなどの報告を受けております。

このように、小・中学校においては、平和学習を通じて平和を尊ぶ心や世界平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会に生きる平和で民主的な社会の形成者としての必要な素地を培うことができていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。引き続き平和学習をしっかりと阿波市の子どもたちに続けてください。阿波市自体も平和都市宣言というあれをちゃんと掲げておりますので。

また、市内では、憲法9条という会による、今日も隣のアエルワで市場中学が文化祭を

しておりますが、中学校とか公共施設での平和パネル展、また阿波市には2校しか高校がないんですけども、その正門で昔を再現した軍隊への召集令状である赤紙の配布、そういう活動をやっております。

また、今回、8月のある研修会で2021年3月に発行された世界価値観調査レポートという資料を見せてもらったんですが、その中であなたは戦争になったら進んで我が国のために戦いますかの質問を世界77の国で聞いた結果を見せてくれました。1位はどこの国でしょう。また、はいと答えた人は何%ぐらいいると思いますか。日本は77か国中、何位だと思いますか。また、はいと答えた人は何%でしょうか。

1位と答えた国は、ベトナムです。はいは、96%。ベトナム戦争というそういう歴史のあれがあると思います。日本は、77か国中、77位です。そして、はいと答えた人は13.2%。今の自民党政権は、日本を戦争に駆り立てる国にしようとしています、日本は戦争が嫌いということが証明されたように思います。これぞ平和教育の成果だと言える面もあると思います。

それでは、次に行きます。

次の健康について、有機フッ素化合物についての質問なんですが。これは、今、私の前に登壇した藤本議員が行いましたので、私はこれは割愛させていただきます。

続いて、5番の福祉について。

最近建てられた阿波市内の土成公民館、大俣公民館は、平家建てで大ホールもその中に収まっています。しかし、阿波町の林、伊沢、久勝の公民館は2階建てで2階に大ホールがあります。何かイベントを行うとき、高齢者の方とか歩行に障害を持っている方には、2階への昇降を困難に感じたり、できない方もいます。

そこで質問します。公民館のバリアフリーについて、2階建てはエレベーターが必要だと考えていますが、答弁ください。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 中野議員の一般質問の5問目、福祉についての公民館のバリアフリーについて、2階建てはエレベーターが必要ではとの質問に答弁させていただきます。

本市では、公民館など社会教育施設を安全・安心に利用していただくため、公共施設個別管理計画に基づき大規模改修工事や維持管理を行っております。また、公民館は地域の方の憩いの場だけではなく、生涯学習活動など多くの方に利用されております。

そのため、工事内容につきましては、建物の構造を維持するための外壁や屋根の改修だけではなく、段差解消やトイレの洋式化などバリアフリーに配慮した工事も行っておりますが、エレベーターの設置につきましては、施設の構造や設置箇所により改修費用が膨らんだり、新たにエレベーターホールを設置することで会議室や廊下などが狭くなるなど利用者の活動に制限が生じる可能性があるため、大変困難な状態であります。

一方で、公民館は指定避難所でもあるため、多様な方が利用されることも想定されますので、施設の特性や利用状況も考慮しながらバリアフリーに配慮した施設整備にしっかりと努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。引き続きバリアフリーへの配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の万博についてを質問します。昨日、竹内議員のほうも質問していましたが、重なるところもあるかもしれませんが。

大阪・関西万博が来年春から開催されます。国か県からの万博に行きますかというアンケート調査で、昨日発表がありましたように、中学校が1校、小学校1校が行きたいという回答がありました。めったにない機会を利用しての修学旅行や遠足はとても大切だと思います。

しかし、パビリオン建設中の溶接作業中にメタンガスによる爆発事故が起き、コンクリート床100平方メートルが破損したり、産業廃棄物処理場跡地を埋め立てたところなので、パビリオンが立ち並ぶエリアでは、基準以下とはいいながら、今でも5%から15%のメタンガスが発生していると言われます。今、工事現場の安全性や災害対策を問題視する声が多く聞こえています。

そこで質問します。軟弱地盤、メタンガス発生という安全でない会場へ参加を国や県が勧めているが、市の対応はどうするのか、お答えください。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の6問目、軟弱地盤、メタンガス発生という安全でない会場へ参加を国や県が勧めているが、市の対応はについて答弁させていただきます。

大阪・関西万博については、文部科学省から4月8日付で修学旅行等における2025

年日本国際博覧会大阪・関西万博への活用についての依頼が出ていることや子どもたちにとって最先端の技術やサービス等に直接触れる貴重な学びの機会になるものと捉えております。

一方、修学旅行や遠足などは、子どもたちの安全・安心が確実に確保できるということが大前提であり、今回のメタンガスを原因とする事故に関する安全対策や安全確保についての情報にも注視する必要があります。これまでも、教育旅行先を計画する際に安全確保が十分でないと学校が判断した場合や、その後の情報の中で安全性が十分でないと判断した場合は、直前であっても訪問を中止したり、行き先を変更したりするという対応を取っていただいております。教育委員会といたしましては、今後において学校とともに大阪・関西万博の安全確保に関する情報把握に努め、児童・生徒の安全に配慮した実施となるようにしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。この万博、万博だけの会場を造るというだけであれば、ほかに問題はないんですけども、ある面カジノも一緒に造るというような話もあって、問題を感じさせるところもありますが。大阪の隣の県では、我が党の県会議員が知事へ万博への子ども動員中止を求めました。県内小・中学生の教育旅行について学校や保護者に情報が届いていないことを指摘し、また爆発事故の起きたメタンガスの広域圏検出や駐車場から会場まで1キロも歩かせること、熱中症対策、食事場所、小学生については何回か回して何時から何時と決めとんですが、中学生についてはどこでも食べられるという協会の無責任な計画が露呈しました。そういうことなので、数々の問題点を挙げ、中止を求めました。

すると、すぐに県のほうから万博協会のほうに、もし開催中に爆発した場合の対応はどうするんですかという連絡があったそうです。その答えとして、会場内に常駐する大阪市消防等と立入り規制や避難誘導を行うと説明しました。ある面、自ら危険を認めているのと同じです。また、この万博会場は通路が2か所しかないということで、何かあったときにそこへ閉じ込められる心配もあるということです。

また、阿波市として現地視察を行ったりして、答弁にもあるように、最終は児童・生徒の安全第一で判断をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

15番松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 15番、志政クラブ、松村幸治、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、阿波市合併20年を迎えるに当たり、旧4町の現状はということで質問をいたします。

この阿波市は、西から阿波町、市場町、土成町、吉野町と旧4町の合併によりできた市でございます。阿波町には運転免許センター、あわむすびです、西長峰工業団地、十川ゴム等の企業と阿波球場。市場町には、この阿波市役所、本庁がございまして、10番札所切幡寺、阿波病院等。土成町には、3か寺の札所と土成工業団地、その他日本フネン、西精工等の企業、土成インターチェンジ、御所の郷、道の駅、それからフルーツロード、果物の直売も豊富です。

さて、吉野町、皆さん、目をつむって考えてください。何があると思われますか、頭の中で。今、なんじゃないと後ろから言われましたが、思い浮かべてみてください。県道12号、それから旧街道、その南側の、旧の商店街は7割方、店は閉まっております。じっと思い浮かべてください、吉野町何があったかなと思ってね。そしたら、県道縁にはうどん屋さんが2軒ぐらいとおいしい焼き鳥屋さんが1、2軒。合併から20年になりますが、吉野町の住民は、吉野町は東の端にあり、阿波市の中で見放されてはおれへんかとよく聞かれます。

その中でも、吉野町が阿波市の中で最も盛んなのが、子どものスポーツであります。今回の2つの質問、吉野グラウンドの拡張についてと吉野スポーツセンターの建て替えについて、以上2つの質問の中から、まず吉野グラウンドの拡張について質問させていただきます。

このたび、この吉野グラウンドを使って練習している陸上競技の400メートルリレー

で四国の中で優勝をいたしました。これは、最近亡くなられた堀北校長先生ほか現在のコーチ陣の方々の熱い指導のたまものであると本当に心から感謝をいたしております。

吉野グラウンドの拡張は、現在のグラウンドの周りの用地が確保できず、今の形になっておりますが、もし用地が確保できた場合を前提とした質問であります。

ここには希望として400メートルトラックを確保し、陸上の競技ができるようにし、その中にサッカーコートを1面取るという構想でございます。このことについて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の1問目、阿波市合併20年を迎えるに当たり、旧4町の現状の1点目、吉野グラウンドの拡張について答弁させていただきます。

最初に、あと半年もすれば、阿波市が誕生して20年という節目を迎えます。こういった中で、令和7年度には、今回この後通告も出ておりますので詳しくは控えますが、来年度は合併20周年の記念式典及び様々なイベントも現在企画しているところでございます。

それに加えて、最も重要なのは、合併前のあわ北合併協議会におきまして、市町村合併に必要なあわ北新市まちづくり計画というのを策定して、徳島県を通じまして総務省のほうに送付いたしました。これには、合併の必要性、新市まちづくりの基本方針や主要施策が明記されております。こういったことで、これは10年間の財政計画で最初はございました。その後、平成23年に東日本大震災がありまして、防災・減災の観点で11年間延長ということで、結局、トータルでは21年間の現在では計画となっております。

こういった中で、今回の松村議員の質問への答弁に当たりまして、この主要施策の中でスポーツ、レクリエーションの活動の振興という部分を読み返してまいりました。それには、市民が年齢や体力に応じて気軽に参加できるような環境づくりを進めると、そして、なお市民の健康を増進するための拠点となる施設整備の検討を進めるとともに、スポーツニーズの変化に対応した関連施設の改修、整備も行いますときっちりと明記をされております。もちろん、地域バランスや財政状況等も踏まえ、事業の効果、効率性について協議検討を踏まえながらでございます。

ということで、20年を経過した後には、こういったまちづくりの計画等のいろんなことで検証を行って、新たな21年目からの新しい阿波市のスタートを迎えるということを実施していきたいと思っております。

そして、これから答弁の本論に入るんですけど。平成19年度に議員も言われました吉野グラウンドは、天然芝のグラウンドで、主にサッカーや陸上競技など、市内外から多くの方に利用され、年間を通して2万人以上の方が利用されております。特に陸上競技におきましては、本番と同じ環境で練習ができる専用レーンを設置しております。

議員ご提案の吉野グラウンドの拡張につきましては、利用者から快適な環境であると評価されており、グラウンドの利便性などを考慮しますと、グラウンド拡張により駐車場の確保やグラウンドの改善が考えられます。一方で、グラウンド拡張には、用地取得や周辺整備などの事業費を要することから、いろいろと検討する余地もあると考えております。

しかしながら、利用者や地元の方の意見もいただきながらグラウンドの拡張の必要性を判断するとともに、規模等についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま市長よりグラウンド拡張の必要性を判断するとともに規模等についても検討してまいりたいという非常に前向きな答弁をいただいたことに感謝をいたしまして次の質問に移ります。

次に、2つ目の質問で、吉野スポーツセンターの建て替えについてでございます。

私がこの質問をする一番の理由は、子育てするなら阿波市、子どもは市の宝であるという思いから、また30年後を見据えた市長もおっしゃっておられた教育こそが未来へつながる、吉野流米30俵の精神で子育て支援の一環としてお願いをする次第でございます。

財政面からいうと、基金残高が1億7,000万円増加をいたしました。経常収支比率が97.5%と、1%悪化しているのも承知をいたしております。これは吉野町だけにお願いするわけではございません。

吉野町スポーツセンターの建て替え、私、勝手に（仮称）阿波市立体育館とこれから呼ばさせていただきます。この構想は、バレーボール、バスケットボールのコートが東西に3面取れて、更衣室と実業団の公式試合も可能になる規模のものであります。用地は、現在の吉野スポーツセンターを解体し、南の道路を横断して吉野ウォーターパークまで造成するという計画でございます。阿波市の全ての子どもたちに目の前で実業団の試合を見せてあげたい、その一心で質問をさせていただいております。

財政上、旧各町での全ての施設の維持は難しいとは重々分かっております。吉野町民の方には叱られるかもしれませんが、例えば吉野町の笠井図書館、これは廃止して土成町の

図書館へ集約する。その代わりに土成町のトレーニングセンターを廃止して、吉野町の（仮称）阿波市立体育館を利用させていただくというふうに、これから先、小学校の統合も避けて通れない人口減少の中、阿波市の旧4町全てにおいていろんな施設、例えばコミュニティセンターを含め、全ての維持は困難になるだろうと思っております。

冒頭に申しましたが、吉野町は阿波市の東の端であるということから、これを逆に利用して、東の端に立地しているからこそ、徳島市、鳴門市等からの実業団の利用もしやすい場所がございます。

そこで、市長にお願いであります、これを異次元の子育て支援の一環として、阿波市の、阿波っ子が元気いっぱいスポーツを通じて躍動できるよう、阿波市立体育の新設を実現したいと思っております。市長にこのことでのご見解をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の1問目の再問、吉野スポーツセンターの建て替えについて答弁させていただきます。

この施設は昭和63年度に完成され、新耐震の基準の吉野スポーツセンターは鉄筋コンクリート造りで、1階にメインアリーナ、2階にサブアリーナを兼ね備えており、バレーボールやバドミントンなどの球技以外にも新体操など幅広い種目に利用され、各種スポーツイベントの会場としても利用されております。

また、利用者の方が安心して施設を利用させていただくために、平成26年度には屋根の防水改修と外壁の一部改修、令和2年度には施設内のLEDの照明器具への取替え工事を行いました。今後の施設の改修について、公共施設個別管理計画では予防保全に努めながら施設の長寿命化を図るとしております。

本市にとって吉野スポーツセンターは、近隣の吉野グラウンドや吉野ウォーターパーク、吉野テニスコートを含め、市民の方々が日々のスポーツに親しみ、そして交流を行う本市のスポーツ活動拠点エリアとして重要な施設であると認識しております。

一方では、先ほど議員も言われましたが、今後の厳しい財政状況もあり、議員ご提案の吉野スポーツセンターの建て替えについては、行財政改革等も図りながら、ほかの社会体育施設も含め、同規模施設の集約化の検討や国の補助事業の動向などにも注視しながら、安全・安心な体育施設の整備に努めてまいりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま市長から厳しい財政状況もあり、同規模施設の集約化の検討や国の補助事業の動向などにも注視しながらという答弁がございました。

その中から同規模施設の集約化ということで、先ほど私が申し上げました図書館の土成町との集約、トレーニングセンターの吉野町への集約ということは、両町民の同意を得ているわけではございませんということを先に申しておきます。

しかし、集約することにより数は少なくなります、大規模でよりよいものができるということとなります。例えば、図書館の一つにしても、年間の維持費に何千万円とかかっています。財政的にすぐ実現するとは思っておりませんが、究極のスポーツによる子育て支援を実現するため、一議員として在籍させていただける限り頑張ってまいります。

30年間実質経済成長ゼロの日本において、ようやく徳島県の最低賃金が980円となりました。そこで、皆さんお考えください。30代と50代のランチ、昼食代です。サラリーマンの方対象ですが、幾らぐらいかご存じでしょうか。このニュースを私テレビで見たときに、私はコンビニ弁当とお茶ぐらいで800円ぐらいかなと頭の中で想像しました。そう思って聞いておりますと、ニュースでは30代で360円、昼食代です、50代540円、びっくりしました。

そこで、私の会社のパートに来ていただいております女の子にそのことを聞いてみますと、コンビニ弁当はぜいたくだよという返答が返ってまいりました。若い世代では、週2回は財布を持たずに出かけると。財布を持っていかなんだら、お金使わんでええだろということですね。おにぎりを2個だけ家から作って持っていくそうです。

日本のニュースでこういうニュースを流すと、世界で見られてどう思われるでしょうか。一方、CNNとかアメリカのニュースでは、オフィス街でランチは安い店でも若い女の子が15ドルから20ドル、2,000円から3,000円は最低毎日かかりますと言っております。これでは、インバウンドで日本にこれ安いわと、どんどん来ていただけるはずだと思った次第でございました。

そんな経済状況の中で私の質問ではありますが、徳島のとある自治体では、コロナで苦しんできた市民のために1世帯当たり10万円の給付がなされました。コロナのだしもようきいたもんだなと思っておりました。そんなことで市の基金を20億円、30億円使うより、仮称、私が申しました阿波市立体育館の実現のほうがよほど市民の理解を得られるのではないかと考えていることを申し上げ、また地元選出の国会議員にもご相談をしながら

ら市長とともに頑張っていくことをお誓い申し上げまして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（笠井安之君） これで15番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、無所属、黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきます。ただいま3時です。今から何分かかかるかすぐに分かると思うので、終わった後、何分なのかまた見たいと思います。

今回の質問では、大きく3問質問させていただきます。

まず、第1問目は、市民の生活には欠かせないごみ処理についての質問をしたいと思います。

一般にごみ処理施設といって思い浮かぶ方式は、ストーカー式焼却方式と呼ばれ、吉野川市が中央広域から脱退し、この方式で現在建設中であります。阿波市を含む中央広域の組合が吉野町に建てているのは熔融炉方式と呼ばれるもので、ストーカー方式よりも高温で燃やすため、環境汚染物質が出にくいのが利点ではありますが、コストが非常にかかるのがデメリットとなります。現在は、2市2町でコスト負担を行っておりますが、来年8月に吉野川市が抜けるため、現在の方式を継続するには今よりもコストがかかるということで、1市2町にそのコストが上乗せされるようになり、厳しい現状になるということが以前から、また午前中にも説明がありました。

そして、次に東長峰に建設予定であるのが、資源循環型のトンネルコンポスト方式です。こちら先ほど藤本議員のほうからありましたので、割愛もさせていただきますが。トンネルコンポスト方式を取るということで、香川県の三豊市のを参考にさせてもらっているんですけども。現在、徳島県でも小松島市や、また愛媛県の自治体もそういうところの採用を検討するため、視察や勉強会が行われているとのこと。

そんな中、トンネルコンポスト方式を先に採用を決めている阿波市の議員である私のと

ころにも、そういった検討中の自治体の議員から質問されることが多くなりました。その中で、国の補助金、交付金ですかね、交付金の条件についても聞かれることがあり、前回の6月議会でも国の交付金を経費の中でも約21億円と大きく占めていることをご答弁いただきました。

ここ、大事な部分です。阿波市を含む中央広域環境施設組合がトンネルコンポスト方式を採用した頃からは、コロナ禍もあって国の体制、財政状況等々大きな変化があり、今まであった補助金や交付金もなくなったり、大きな減額を強いられている場面が多々ある現状です。そんな中、トンネルコンポスト方式に対しての補助金条件などは変わったり、新しくなったりしていないのでしょうか。その辺をいま一度確認したく、第1問、新ごみ処理施設の国からの補助金について、条件確認などはしっかりできているかについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問、ごみ処理についての1点目、新ごみ処理施設の国からの補助金について、条件確認などはしっかりできているかについて答弁させていただきます。

令和6年第2回阿波市議会定例会において答弁させていただいておりますように、中央広域環境施設組合におきまして算出しております新ごみ処理施設の事業費73億円と申ししておりますが、もう既に環境省の循環型の交付金は活用しております。今までの間に施設の整備にかかる前に、事務的なものに関しまして環境省の交付金を既に活用しておって、環境省の補助金というのは起承転結といいますか、最初から終わりまでの計画を既に上げておりまして、国のほうに、事務費段階から補助金をいただけるようになっております。条件といたしましては、好気性発酵方式という中で事務費でいただいております、こういった遅れの中で、年度をずらし、ずらし活用しておりますが、こういったことで既に確定通知というか、決定いただいております。

こういったことで、再度言うんですけど、73億円に対しましても、内容としては建設の基礎を含めた建築物やごみ収集車の洗車場建設、ごみの選別、処理、固形燃料の生産化に至るまでの必要な機能を盛り込み、加えて物価の高騰などを考慮して費用を見積もり、算出したものでございますが。先ほども今回の議会でも答弁いたしましたが、国からの交付金が21億9,000万円と言いましたが、これも今申しました現地での建設費に対する交付金でございまして、地方債におきましても44億8,950万円、これも昨日の志

政クラブの笠井一司議員にも答弁させていただきましたが、これにおきましても清掃債と  
いいまして、半分の22億4,400万円ですか、そのぐらいが交付税に算入されるとい  
うことで、後年度に元利償還金の半分が返ってくるという有利な起債を見込んでおりまし  
て、一般財源が6億2,050万円、これも単年では事業はできませんので、複数年の金  
額ということで。一般財源である6億2,050万円につきましても複数年で、これを1  
市2町で計算しますと、何回も申しますが、この6割が阿波市分で、それを複数年で割っ  
たら、たしか1年間では1億8,000万円ぐらいだったと思います。こういったこと  
で、補助の確保というのは、答えは確実にもう確定通知をいただいております。

こういった中で、議員質問の国からの交付金の条件確認につきましては、既に確定して  
おりますことから、今後におきましても最少の経費で最大の効果が得られるよう、交付金  
や起債を活用して一番留意するのは期限内にきちっとやるということを踏まえまして、精  
いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し  
上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま市長より答弁いただきました。73億円のうちの21  
億9,000万円という大きな大きなお金なんですけども、既に環境省のほうの交付金  
が確定して動いているということで、安心いたしました。この交付金、大きな大きなお金な  
ので、今後も条件が満たせていないので支払われないや、大幅に減額がされるなどという  
ことがないように、確認のほうをこれからもしっかりとお願いいたします。

この交付金を充てるであろう新ごみ処理施設なんですけども、入札不調ということで予  
想外の困難の中にいます。いまだに抜け出せずにいる状態なんですけども、議員一同やき  
もきしている状態ではあるんですけども、真摯に対応していただいて、一刻も早く新ごみ  
処理施設ができるようよろしくお願いいたします。

新ごみ処理施設のほうに間に合わないことが確定しましたので、6月に臨時予算のほう  
を通し、新ごみ処理施設ができるまでのごみを市外に運搬することが決まりました。公募  
が行われ、入札があったのが、先ほど藤本議員のほうからもありましたが、山口県の会社  
ということで決まりました。山口県ということで、観光に行くにはとてもいい場所です  
が、ごみを運ぶとなると、県を5つもまたぐことになります。瀬戸内海も超えていくこと  
になります。単純に遠いなと感じるんですけども。

さらに、先日も台風10号が発生し、大きくゆっくり進む台風に日本中が予報円に包まれるような大きな大きな台風で、対応に追われたのが記憶に新しくあります。行政の方も長時間多岐にわたる対応を余儀なくされ、大変だったかと思います。そのような自然災害が発生すれば、ごみの運搬へのリスクは格段に増えてしまい、どう対応していくのが重要になってくると思います。先日の全員協議会のほうでも懸念する声が武澤議員のほうから上がりましたが、いま一度お聞きしたいと思います。

そして、それと同時に、運搬することが決定したなら、ごみの量を少しでも減らすことを考えていかなければならないと考えます。こちらにも既にほかの議員も質問したことでありますので、端的にお聞きいたしますが、ごみ処理についての再問としてごみ運搬用のリスクの検証、また防災時の対応はしっかりできているか、またその際ごみの量を減らすことが必須であると考えるが、ごみの分別に対するアクション等市としての対策はについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問の再問、ごみ運搬のリスクの検証、また防災時の対応はしっかりできているか、またその際ごみの量を減らすことが必須であると考えるが、ごみの分別に対するアクション等市としての対策はについて答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合におきましては、現施設を積替保管施設として運用するに当たり、公募型企画提案方式による事業者選定を行いました。

議員ご質問の災害の対応でございますが、地震、台風など様々な有事が想定されました。また、災害の規模や場所によっても対応が異なっております。災害時、緊急時には、現在収集したごみを貯蔵しております今の施設のことでございますが、ごみピットを一時的に活用することで最大720トンを保管することが可能であり、仮に1日50トン进行想定しますと、少なくとも14日分のごみを保管できる規模であることから、緊急時におきましても現施設内で対応は可能かと考えております。

また、販路につきましては、対処法で、選定委員会の中で公募した業者を1次審査、2次審査を通して決定したわけなんです、こういったものは評価項目の中でこういった経路を通るんだというようなことで、リスク管理の観点から、最初に、話が飛び飛びになるんですけど、実際のところ、廃棄物処理法の第6条で、うちで言えば、阿波市で言えば、板野町、上板町は広域でやっています。こういった中で基本的に一般廃棄物の処理というの

は、この団体の中で団体でやりなさいという責務が課せられております。ということで、こういったことはまれなようなことでございまして、他団体のごみを他へ持っていくというようなのは緊急的な措置でございまして、日本とは言いませんが、西日本ではっきり言わしていっぱい業者はございません。10も20も業者はないということでございます。限られた複数の業者の中で先ほどの交通の経路につきましては、ガソリンにつきましても、先日の全協で申しましたように、どういった経路で搬送するんだといった中で、一例を挙げますと、明石大橋です。その明石大橋とか鳴門大橋のところは、いろんな、台風10号もあったんですけど、非常に通行止め等が多いと。そういった中で瀬戸大橋も同等でございます。同様の通行止めがあると思うんです。これ、四国外の話をしよんですけど、こういった中で、しまなみハイウエー、しまなみ海道については、これはNEXCOからの情報でございますが、通行止めがほとんどないということで、通行止めになって四国内で四国から出られないということになったときに、いろんなことが狂ってきてごみ如山積みになると、そういったことも最低基準といいますか、いろんな複数の販路を確保しているかという部分も加算点としてその中に組み入れました。

こういった中で、何が言いたいかといいますと、いろんな声を聞きまして、お隣の5キロ先、10キロ先にこういった他団体のごみを取ってくれるところがあれば、もちろん費用対効果の観点から持っていくのが常識でございます。こういった中で、結局、はっきりとは言いませんが、近く、県内、四国内にはそういったコンサルを通じた調査の中、そうやって取ってくれる業者はかなり可能性は少ないのではということでございまして。

先ほどの話に戻るんですけど、こういった販路の中で、ただこの橋が、まだ今まで通行止めがなかったところが通行止めになるということもないとは限りません、最近の異常気象の中では。けど、そういったことにも、加点するとか、評価項目として運搬に係る部分はチェックいたしました。

ということで、いろんなお叱りとか意見も受けるんですけど、最終目的は上板、板野、阿波市の年間1万6,000トンのごみ処理が、一般廃棄物が混乱しないようにと、3年半ぐらい先に、令和10年4月からはどこにも持っていくところがないと、これが最悪でございしますので、これを回避していきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいまご答弁いただいたように、ごみはよそに持っていかな

いが原則となった時代に、運搬することを余儀なくされてしまいました。コストももちろんのことですが、災害時のリスクなどを想定外で済ますことのないよう、今からありとあらゆるリスクを想定し、考えておかねばなりません。

そして、こちらは重ね重ねになるんですけども、今まで高温で燃やす溶融炉であったがために、多少ごみの分別の甘さが許されていた部分もあるんですけども、これからは意識をシフトチェンジして、市民共々分別のほうにも意識を傾けていかねばならないと思っております。

三豊がコンポスト方式でやってるということで、三豊市のNPO団体がつくってる、ママさん団体がつくっている冊子のほうに、既にトンネルコンポストを採用している会社がある市なんですけども、こちらのほうでは子どものほうに向けて分別の大切さとか、こういうふうに分別するんだよみたいなことが詳しく書かれている冊子なども出ております。

（資料を示す）これを機会に、阿波市民としても分別に対しての意識を向けていかねばならないなと感じております。ごみ処理施設にいたしましては今後におきましても最善の対応をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

（市長町田寿人君「議長、答弁漏れがありますので、お願いします」と呼ぶ）

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） すみません。答弁漏れということで。

ごみの減量化に関しましては、本日、後藤議員、藤本議員の質問においても、森友市民部長のほうから答弁しましたように、現在も様々な方法でごみの減量化に取り組んでいるところでございます。藤本議員もおっしゃったように、ごみの量を少しでも抑えることによって経費についても正比例して減っていくということで、ごみの減量化というのが重要であろうかと思っておりますので、ここでは今までのやり方を思い切った手法、これには行政だけで担えない部分がありますので、いろんな団体とか、いろんな方法で、何回も言いますが、思い切った方法でごみの減量化をスピード感を持って対応していきたいということで、先ほど答弁漏れであったので、改めて答弁させていただきます。すみません。

以上、答弁させていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） すみません。こちらも重ね重ねの質問になってしまったので、割愛してもよかったところなんですけども、丁寧に対応していただきありがとうございます。

す。

ピンチはチャンスではないんですけども、こういったことで市民一丸となって分別に対する意識を高めていけたらなと考えておりますので、対応のほうをよろしく願いいたします。

さて、ごみといえば、日々のごみ収集にも目を向けなければならないことがたくさんあります。最近、よく言われるようになったのが、車の免許を返納したらごみ捨てに困るんよとか、足や腰やが痛いけん、ごみ出すの大変なんよ、週2回無理だわよというせりふです。粗大ごみについては、家の前まで収集してくれるサービスも始まり、ちょうど、今月の広報あわ6ページの上のほうに載ってるので、また見ていただけたらと思うんですけども。こちらもすごくありがたいなと思うサービスが始まったんですけども、日々のごみというのも大仕事です。（資料を示す）

今回は高齢者の方の声ということで言わせていただいておりますけども、例えば車がない若者だったりだとか、持病で足腰が痛い人、また今までは元気だったんやけど病気になってしまったので動けんなという人とかのことは、深くまだ考えが及ばず、これは大問題だなということを思い出すことができました。

そこで、再々問となりますが、高齢者に対するごみ収集への支援はについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問の1問目、ごみ処理についての再々問、高齢者に対するごみ収集への支援はについて答弁をさせていただきます。

本市では、阿波市社会福祉協議会と連携し、介護保険サービスの対象外となっている高齢者の日常生活の困り事を地域で支え合う仕組みとして、本市独自に令和2年度から生活支援ボランティア事業、ちょこっとサポートを実施しております。この事業は、地域の担い手を確保する必要があることから、ボランティアの募集案内を「広報あわ」や徳島新聞の各専売所が発刊するカレンダーに掲載を依頼しており、今年度は37名の方に登録をいただいております。

事業内容につきましては、独り暮らしまたは高齢世帯の方を対象にボランティア登録されている方が自宅に出向き、ごみ出し、掃除、電球交換、入院中の洗濯、精米など、30分程度の作業を1人につき月に3回まで提供しております。

費用負担は、交通費として1回につき300円程度で、令和5年度の利用者数は11

名、延べ108回の利用がございました。

そのほかといたしまして、軽度生活援助事業があり、介護保険の対象外である高齢者が自立した生活を継続して行える環境を整え、要介護状態への移行を防止することを目的に、阿波市社会福祉協議会に委託し、ごみ出し、外出時の付添い、清掃、食材、日用品等の買物、調理などの生活支援を行っております。

利用料は1時間当たり220円で、令和5年度の利用者数は54名、延べ340回の利用がございました。

今後におきましても、高齢者の方が日常生活を送る上でごみ収集などの移動、外出支援は重要であると考えており、地域や関係機関と連携し、高齢者の方の視点に立った生活支援の方策について研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁でもありましたように、社会福祉協議会のちょっとサービスが1回300円、軽度生活援助事業が220円で、ごみ出し、外出時の支援や清掃などの生活支援も行ってくれているとのことで、ぜひこのサービスについては今後とも周知を徹底していただきたいと思います。

そして、今回、高齢者の方を対象に質問させていただいたんですけども、困っているのは高齢者の方だけではないと思います。障害をお持ちの方やその家族、小さな子どもを持つシングルマザーの方や病気で中・長期の療養されている方、ふと考えれば、多くの方が日常のごみを出すといったことだけでも、困り事として現れてきます。まずは、現在あるサービスの周知を徹底していただく、そして必要な方に必要な支援を届けていただくこと、さらにもっと踏み込んだ行政のサービスを展開していただくことも考えながら、誰もが生活することに困らないまちにしていきたいと思います切に願います。

それでは、次に移りまして、市や町、村、さらに国という単位には、必ず人がいます。人がいるからこそ成り立ち、発展したり、課題が生まれてきます。この課題がうまく解決されないと、人がいなくなり、衰退をたどっています。

では、どうすれば、課題は解決されていくのでしょうか。それは、住んでいる人の活気や活力からまちを愛する心が生まれ、課題解決に向けて動いていくのではないのでしょうか。このまちを愛する心が、近年、シビックプライドと呼ばれるようになってきました。このシビックプライドの醸成こそが、阿波市を活力と魅力あふれるまちにしていき、課題

解決に向けての最も骨太な解決策となるのではないのでしょうか。阿波市議会としても、前回の地域活性化委員会で2年間で阿波市の魅力や課題の洗い出しを行い、シビックプライドの醸成についての提言書を市に提出いたしました。

シビックプライドを醸成するべく、市民の方がまちづくりのために活用する補助金としてまちづくり補助金があります。まちづくり補助金、公園美化や地域コミュニティの醸成に5万円、自立団体の育成支援としてスタートアップに10万円、ステップアップに30万円、そしてどこが2組以上の団体と組んで行う協働のまちづくりには30万円と、活動を行うきっかけづくりや継続するためにはありがたい補助金となっております。

ただ、団体の方は市民ですので、これまで事業をされている方やプレゼンに慣れている方といった方が少ないです。なので、申請のときに、まごまごしてしまって、まちのために立ち上ってみた方がいいんだが、面接はたくさんの人に尋問みたいに質問されて怖いし、書類も間違ふとるかもしれんけん、これで合うとるかいつもどきどきするんよなとか、何か悪い事しようるみたいな気持ちになるんよなといった声も聞こえてきます。確かに大切な税金の補助金なので、精査は必要だと思います。ですが、市民の方に必要以上の精査よりも大事なものは、寄り添いなのではないのでしょうか。

そこで、2問目のシビックプライドの醸成についての第1問、まちづくり補助金に対する市との関係性についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問2問目、シビックプライドの醸成についてのまちづくり補助金に対する市との関係性について答弁をさせていただきます。

本市の阿波市元気なまちづくり活動支援事業補助金は、市民とともに将来にわたり活力と魅力あふれる阿波市を持続していくため、自主的なまちづくり活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業でございます。

この事業の応募につきましては、年度当初に募集を行い、提出された申請書類等を基に審査委員会において審査し、認定を行っております。

なお、窓口では、書類の作成方法や不明点、疑問点など、各問合せ案件に応じ、丁寧な対応に努めているところであります。

今後におきましても、積極的にまちづくり活動を行う団体を支援するとともに、新たに活動を検討している方への対応、加えて市民への情報発信なども含め、伴走型支援による関係性の構築を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1 番（黒川理佳さん） 先ほども言いましたが、精査も大切ですが、市民の方が必要とするのは寄り添いです。答弁にもありましたように、窓口で問合せにも丁寧に対応していただけるということで、その辺もより市民に寄り添った対応をしていただき、伴走型支援という関係性の構築をよろしくお願いいたします。

まちづくり補助金は、シビックプライド醸成の要となる要素を多く含んでいると考えます。まちづくり補助金を通して市民の皆さんがまちを愛する活動を思い切りやれたら、活力あふれるまちになると思いませんか。そして、市民の方自らが課題解決に向けて動ける体制ができれば、それが官民協働のまちづくりとしての近道になるのではないのでしょうか。

また、来年、阿波市合併20周年という節目の年となります。ここでプレゼン方式で、例えば企画が通れば100万円補助金のまちづくりとか、例えば子どもが考えるまちづくりに、これもプレゼンのほうが通れば補助金を出してみるなどのまちづくり補助金の創設などを考えてはいかがでしょうか。阿波市ならではのまちづくり補助金を考えるには、絶好のタイミングだと考えます。官民協働でつくるシビックプライド、そんな阿波市であれば、活力ある、魅力あふれる阿波市になるのではないのでしょうか。先ほどのごみの問題に対しても、高齢者のごみ、困っている方のごみなども、こうした補助金でもしかしたら課題解決に向かうかもしれません。

さて、市民の方から寄せられた声には、広報あわについても幾つかご意見がありました。今回は、その中でも裏面について取り上げたいと思います。

広報あわは、市民として一番身近に感じる広報紙です。毎月1回、月の初めに届く広報あわを心待ちにしている人は多いのではないのでしょうか。広報あわの表紙は、大きなカラー写真で見やすく、目を引きます。今月もどろんこバレーが表紙となり、躍動感あふれる様子がうかがえました。

そして、もう一つのカラーページが裏面です。こちらは、広告や毎月載っている「うちの子一番」というペットの情報、そしてクイズや市民憲章、またQRコードなどが載っています。確かに「うちの子一番」はかわいくて癒やされます。我が家も夕食時の話題づくりになったりと、いいコーナーだと思います。

しかし、裏面のレイアウト、広報あわの貴重なカラーページの半分为文字というのが少

しもったいないのではとか、ペット以外の写真は載せんのかなといった声があるのもお伝えすべきだと思い、今回質問とさせていただきます。

そこで、2問目の再問として、広報あわの裏面をいろいろな情報活用の場に使ってはどうかについて質問いたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問2問目、シビックプライドの醸成についての再問、広報あわの裏面をいろいろな情報活用の場に使ってはどうかとのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本市広報あわの裏面には、主に有料広告や市民の皆様から送付いただいたペットを紹介する「うちの子一番」のコーナー及び市のホームページやLINE、Instagramといった情報発信ツールの二次元コードを掲載しております。

その中の有料広告につきましては、市の歳入の一部を担っているほか、地域経済の活性化など広告料による経済の好循環の形成に寄与していると考えております。

次に、「うちの子一番」につきましては、年間を通し、応募数も多く、読者の皆様からはペットに癒やされる、このコーナーを楽しみにしているといった声が多数届けられ、毎月最も好評をいただいている人気のニュースの一つとなっております。

また、2色刷りの情報につきましては、一定程度ページを固定化し、市政情報、福祉系記事、関係団体の固定記事、あわキッズ、フォトニュース情報ガイドに分類した内容を掲載しており、検索性を高めております。

これらのことから、議員ご質問の広報あわ裏面の情報活用の場の利用につきましては、表裏ともカラーページとなっており、市民の皆様の目にも止まりやすいため、今後につきましては、防災情報などの重要な市政情報に加え、市民ニーズに特化した記事など限られた裏面を有効活用した情報発信ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） すみません。私、裏面——うらめんと読んだり、裏面——りめんと呼んだりしていたんですけども、裏面——りめんなんですけども、字面で見ると分かりやすいんですけど、言葉で聞くと裏面——りめんってぱっと分かるかなと思って、あえて裏面——うらめんと読んだりしていたんですけども。質問内容については裏面——りめんですので、混在するの、すみません、失礼いたしました。

裏面についてのいろいろな活用を考えると同時に、他市の広報も参考に見てみました。すると、フォトコンテストで採用されたほうは前の表面に採用されるんですけども、入選しなかった写真を裏面活用で載せている市があったり、今月のお勧めというふうな感じで載せているところがあったり、空き家バンク登録の仕方や防災情報、地域おこし協力隊の記事やうちの自慢というのをペットだけに限らず、例えば自慢のおじいちゃん、おばあちゃん、生まれたばかりの赤ちゃんなどを載せているところもあったりと、多種多様に広がりを見せていて、可能性を感じました。

愛媛県西条市では、「LOVE SAIJO」の合い言葉をうたい、全国の広報紙の中でも特選を取ったそうです。特選を取ることは別に目的ではありませんが、それだけ見やすく、広報紙として優れているという点では、参考になる広報紙といえます。

印象的なのは、表紙はもちろんカラーで阿波市も遜色ない感じなのですが、中の記事と関連づけて広報がより分かりやすくなるという点にあります。例えば川で元気な子どもが遊ぶ写真とともに、「水辺の笑顔を守る」と題し、川の事故だったり、リスク、アウトドアに使える情報やライフジャケット、防災情報なども載せ、さらにお勧めスポットやイベントも紹介するといった樹形図のようにつながる情報を特集として紹介し、載せていました。市民の方に分かりやすい工夫となっているようです。

表紙だとか、裏面だとか、アイデア次第で可能性はぐんと広がる気がします。もちろん、答弁にもありましたように、貴重な広告財源の場であったり、人気コーナーの「うちの子一番」に癒やされ、心待ちにしている方もたくさんおられると思います。担当の方からも、他市も参考にしながらレイアウトを考えているというお話も聞きました。そうした事情は重々踏まえた上で、今後ともレイアウトの工夫などで同じ情報の固定でなく、様々な情報を載せることで今以上に必要な情報が必要な方に伝えることができますよう、検討していただけたらと思います。

それでは、シビックプライドについての3つ目の再々問に移ります。

こちらが私が不勉強であまり知らなかったことですが、野球のインディゴソックスとの提携を結んでいるのって、何と行政では徳島県と阿波市だけなんです。それはすごくないですか。私、ヴォルティスとかと同じように、県下で幾つもの提携している市町村があって、その中の一つだと思っていたんです。そしたら、何と徳島県庁以外で市町村では阿波市だけとのこと。となれば、このオンリーワンはもっともっと宣伝に生かすべきではないでしょうか。実際、オーナー側からも提携ありがとうございます、市町村では阿波市とだ

けなので、できることは精いっぱい協力しますとか、市の担当者の方からもインディゴソックス、協力的でありがたいんですとの声が聞ける相思相愛の関係じゃないですか。

であれば、もっともっと周知する必要があるのではないのでしょうか。インディゴソックスにかけた商品開発や販促イベント、また学校教育との連携など、まだまだ可能性だらけの連携だと感じています。私みたいにあんまり詳しくなくても、まちの球団として知っているなんて、まるで赤色の市民球団のようじゃないですか。そんな球団がある町って、とてもわくわくしませんか。

そこで、改めて質問として、インディゴソックスとの連携による阿波市の宣伝についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の2問目、シビックプライドの醸成についての再々問、インディゴソックスとの連携による阿波市の宣伝について答弁をさせていただきます。

本市では、阿波市産野菜の認知度向上や食生活とスポーツを通じた健全な青少年の育成を目的として、平成30年8月に徳島インディゴソックス球団と連携協定を結び、相互協力のもと、様々な事業を展開しております。

徳島インディゴソックス球団は、NPBに11年連続でドラフト指名されるなど、その実績は他の独立リーグ球団と比較しましてもぬきんできた成果であり、多数のメディアからも注目を集め、球団の知名度は年々上昇している状況にあります。

本市では、こうした知名度の高い球団と連携し、本市の魅力を様々な形でPRをしておりますが、具体的には阿波市のいいものの認証マークや背中に大きく阿波市の文字がプリントされたTシャツを作成し、試合前の練習や球団イベント、ユーチューブなどのSNS、また各テレビ局の取材時にも着用していただいております、テレビ画面でお目にかかったことがある方も多いのではないかと思います。

また、令和3年度からは、ふるさと納税サイトにおいて球団選手に阿波市産の野菜、阿波ベジを紹介していただくなど、寄附額拡大に向けた取組も進めております。

そのほかにも、球団と阿波市がコラボしたポスターを作成し、JR徳島駅をはじめ、県内の道の駅や飲食店におけるPR、球団ホームページを利用した阿波ベジの販売促進や阿波踊りイベントへの参加など、様々な事業を展開してきたところでございます。

徳島インディゴソックス球団は県内唯一のプロ野球球団であり、ともに協力、連携する

ことで、この阿波市がさらに魅力的なまちとなるよう、今後におきましても新しいアイデアを盛り込んだ効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 確かに阿波市と書いたTシャツやふるさと納税のサイトやポスターなどで阿波市の農産物を紹介してくれているの見たことがあります。周知のほうは精力的にやってくれているのは感じます。ただ、こちらもアイデア次第でもっともっと阿波市のアピールができるのではないのでしょうか。

正直に言えば、子どもがサッカーとかでヴォルティスとの連携を取ってほしいという声が聞こえてきたりだとか、サッカーだけでなく、バスケットも盛んなのでガンバロウズとの連携もしてほしいだとか、テニスも強いし、先ほど松村議員も言われた陸上も水泳なども強い。阿波市の子どもたちが連携取ってほしいというチームは多々あるんですけども、そうした推したいスポーツがみんなあるのは重々承知なんですけども、あえて今回の質問の意図を酌んでいただきたいと思います。

県内で唯一インディゴソックスと連携している阿波市、子どもから大人、おじいちゃん、おばあちゃんもみんながインディゴソックスを知っているよ、推しているよと言えるまちづくりって楽しいと思うんです。そして、阿波市民に推しに推されたインディゴソックスが今度は阿波市を後押しして全国のほうに周知してもらおう、そんな構造をつくれたら最高です。

強いて言えば、インディゴソックスと提携を生かした商品づくり、それこそそうしたもののへの補助金も考えてほしいところで、農産物以外でも、例えばインディゴソックスあわみちゃんのグッズだとか、インディゴソックスソックス、ただの藍染めの靴下ですかね。こんなふうにアイデアは無限大だと思います。

折しも、昨日ですかね、新聞のほうにインディゴソックスが後期優勝したということで紙面を飾っておりました。プロ野球でも優勝したら、あれが安くなったり、乳酸菌のあれだったりだとか、白と黒のしましまの球団が優勝したらデパートのほうでいろんな物が安くなったりだとか、パレードをしたりだとか、お祭り騒ぎになります。市町村で提携しているのは阿波市だけ。しつこくてすみません。この強みをもっともっと生かした体制の構築を期待して次の質問に移ります。

官民が連携しながらシビックプライドを醸成し、わくわくするような広報やインディゴ

ソックスで阿波市をたっぷり周知したら、次は市だけにとどまらず、県や国との連携をしっかり取っていきたいと考えます。正直、市のお金だけではカバーし切れないのが実情だと思います。

そこで、質問3つ目は、国や県と市の連携についてお聞きいたします。

まずは、不登校についての対策。今議会でも、吉田議員のほうより質問がありました。私も以前より不登校対策については質問したり、背景を見てほしい旨も伝えていつているつもりです。

そして、現在不登校に対しての施策として、多様な学びに対する動きが、新しく県と親たちの団体の連携でガバメントクラウドファンディングとして行われている最中です。現状としても、こども未来部を中心として教育委員会とも連携を取りながら動きを早めています。この多様な時代、しかもコロナ禍という特殊な経験をした子どもたちに、その背景を忘れて今までどおり頑張りましょうという概念はあまりにも酷なのではないのでしょうか。多様な時代だからこそ、多様な学びがあってもいい。公立校が主を占める徳島県の中では、どうしても偏ったステレオタイプになりがちです。選択ができることこそ、自立した人格を形成していけるのではないのでしょうか。こちら、県庁のほうは、既に動きを見えています。そこで、阿波市の教育委員会の動きとして多様な学びに対する県との連携は、またコミュニティ・スクール等の市の動きはについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の3問目、多様な学びに対する県との連携は、またコミュニティ・スクール等の市の動きはのご質問に答弁させていただきます。

吉田議員の代表質問の中で教育長からも答弁させていただきましたが、小・中学校の不登校児童・生徒への関わりといたしましては、担任や学年主任、管理職による家庭訪問を行い、子どもや保護者の心に寄り添った取組を行っております。そのほか、学級に入りづらい等の悩みを抱える児童・生徒には、教育支援室を設けて安心できる居場所づくりに努めるとともに、学びの場の提供に取り組んでいる学校もあります。

また、本市の教育支援センターにおいては、指導員3名に加えて、県、学校と連携したスクールソーシャルワーカー1名とスクールカウンセラーの3名が教育相談を受けております。より一層、児童・生徒に寄り添うことができる体制となっております。

次に、コミュニティ・スクールについてですが、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校であり、学校と地域住民等が協働して子どもたちのよりよい環境づ

くりに取り組む、地域とともにある学校を満たす仕組みとなっております。学校運営協議会は、地域住民や保護者などから構成された、学校運営に参画し、共有した目的に向かって協議を行います。学校の運営に地域の声を生かすことで、学校と地域が一体となって特色のある学校づくりを進めていくことができます。

本市においては、令和4年度より市内の全ての小・中学校において導入されており、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して登下校の見守りや放課後等の学習の体験活動など、様々な活動を行う地域学校協働活動と一体的な取組を推進しています。

また、今後とも保護者や地域の幅広い方々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもや学校が抱える複雑で多様化した問題を地域と共有してよりよい学校運営に生かしていけるよう、今後も地域と学校との連携を深めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(12番 中野厚志君 退場 午後3時55分)

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 数々の私立校がある都市のほうでは既に浸透しているこれらの多様な学びという概念は、徳島県下、そして阿波市にはまだまだ浸透していないのが現状です。多様な学びの中では、コミュニティ・スクールがとても相性がいいと思っています。答弁にもありましたように、地域とともにある学校を目指す仕組みこそが、あれこれある学びの中で最もなじみのある学びとなるのではないのでしょうか。現在でも地域の方との連携は密に取れていると思いますが、地域で学べる体制づくりを今後さらに加速させ、多様な学びを選択できる教育を地域、県と共に連携を取りながら行っていただきたいと思います。

次の再問といたしまして食育フォーラムと書きましたが、すみません、こちら、正確には食育推進全国大会のことです。

国と地方公共団体が、毎年6月の食育月間に食育推進運動を実施する大会が令和7年度に、徳島県で開催されます。まだまだ詳細は県から下りてきていない段階かもしれませんが、農業立市をうたう阿波市が食育でほかに引けを取ってはならないと思っています。阿波市独自の食育を早くから展開し、先進的な事例をつくっていくべきではないでしょうか。

そこで、食育フォーラムに向けての阿波市の動きはについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の3問目、国や県と市の連携についての再問、食育フォーラムに向けて、阿波市の動きはについて答弁させていただきます。

黒川議員のご指摘のとおり、令和7年度に第20回食育推進全国大会が徳島県で開催されます。この大会では、楽しく学べる食育イベントを通して食育に対する理解と実践を促進するとともに、徳島県ならではの食や食文化の魅力を県内外に発信することを目的としております。

本市では、食育を基盤とした知・徳・体の調和の取れた生き抜く力を育成、阿波市教育大綱の教育目標の一つとして掲げております。子どもたちが食事に関する知識と望ましい食習慣を身につけ、食に対する自己管理能力を養うことで生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、阿波市学校食育推進委員会を設置し、小・中学校やこども園と連携を図りながら食育を効果的に推進しております。

また、給食センターでは、栄養教諭を中心に学校給食を活用した様々な食育に関する取組を行っております。小・中学校における徳島県食育推進パワーアップ作戦や地場農産物を使用した「Awa産Our消Myメニュー」コンテスト、夏休みの期間中には親子料理教室「親子でチャレンジあわ味キッチン」や給食センター探検隊を実施し、子どもたちの食に対する意識の向上に努めております。

さらに、昨年度は有機農業の日となる12月8日に阿波市産の有機野菜を使った給食の提供を試みたところです。今年度も計画しており、このような取組を通して阿波市の農業と教育をつなげてまいります。

今後、第20回食育推進全国大会、食育フォーラムに向けて国や県と連携し、大会の動きを注視しながら食育のさらなる取組をしっかりと検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁でもありましたように、既に阿波市は食育に関する取組を行ってくれていて、実はほかの市町より恵まれていたりもします。それもそのはず、何度も言いますが、農業立市、農業がまちの基幹産業なんです。その農業が子どもに誇れるものであること、これこそが阿波市の行う食育であると考えます。

そして、例えば先ほど言ったインディゴソックスとの連携で食の大切さ、体づくりの大切さなどを市内の学校で語ってもらうなどはいかがでしょうか。アスリートから聞く食育

は子どもたちに刺さるのではないのでしょうか。

食はまさに命に直結します。皆さん、体の調子が悪くなったら、体に優しいものを食べたり、食事に気をつけたりしますよね。それを日常レベルでできるのが、阿波市なんです。農業だけでなく、教育、環境、医療なんかにも係ってくる、人として豊かに過ごす鍵なんです。昨日、市長のほうからも米百俵の精神の話がありました。教育こそ地域活性の要、まさにそのとおりです。そのきっかけとなる令和7年の徳島県での食育推進大会、阿波市としてのアクションをできるだけ、予算取りの検討を早急をお願いいたします。

それでは、ラストです。

先日、芦屋市長の講演を聞きに行っていました。若き27歳の市長の頭の中には、やる気とアイデアがいっぱい詰まっていました。

その中で、芦屋市の全ての小・中学校の体育館に空調設備を整えたという話があり、思わず、教育施設だけにそんな大きな予算をどうやって充てたのかという質問を投げかけました。すると、それは教育だけの問題ではない。学校は防災拠点そのもの、体育館に空調は避難所になることが分かっているのだから、必ずなくてはならない。これは、学校だけの問題ではなく、地域全体のことである。確かに予算は大変なんですけどね、何とかありますよという強い意志の答えとともに、軽快に返ってくる返答に驚きました。

そこで調べたところ、学校体育館の空調設備の導入に使用可能な国の支援制度というものを充てているようでした。大きな予算となることは予想されますが、クーリングシェルターという言葉まで出てくる夏の暑さ、避難所で体調不良者が出ては何のための避難なのか分かりません。体育館に関する国の補助金を防災の観点から考えていくべきではないかについて答弁をお願いします。

(12番 中野厚志君 入場 午後4時03分)

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の3問目、国や県、市との連携についての再々問、国の補助金等を活用して体育館に空調設備を設置してはについて答弁させていただきます。

体育館は、児童・生徒が体育の授業や部活動で活用するほか、災害発生時には地域住民の避難所としての重要な役割を担っております。本市の小・中学校体育館は全て避難所に指定されており、空調設備については阿波中学校を除く小・中学校体育館には未設置となっております。夏場に災害が発生した場合には、高温多湿の環境下で長時間過ごすことと

なり、熱中症やそのほかの健康上の問題を引き起こすことも考えられます。避難所に快適な環境を提供し、避難者のストレスを軽減するためにも、体育館における空調の設置は望ましいものであると認識しております。

一方、体育館で空調設備を整備するためには、効率的に冷暖房を行うために、施設の断熱性能の確保が要件となることや、電気容量の増設が必要となることが考えられます。

加えて、体育館の空調設備の整備を実施していくためには、財源の確保は重要であると考えており、昨日、竹内議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、県内他市町の空調設備設置例を参考にしながら調査を進め、議員ご提案の国の補助金等の活用や交付金措置のある地方債制度等の活用も検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1 番（黒川理佳さん） 体育館といっても、全ての小・中学校に設置するのは難しいのかもしれない。ならば、小学校区には、公民館などを避難所と考えると、空調設備があります。ならば、中学校にと考えると、阿波中にはついているとのことなので、あと3つが未設置です。避難所施設としての役割でいえば、台風はもちろんですが、もしも南海トラフや中央構造線が揺れたら、一部の方の避難ではなく、阿波市民ほとんどが避難しなければならないということを考えたら、そしてそのとき空調のない避難所で何日も過ごさなければならないと考えたら、考えたくもありませんが、私たちはそれを考えていかねばなりません。

そして、何といっても防災対策の地方債なんですけども、申請が令和7年度までとなっています。これは非常に有利な地方債と聞いておりますので、今からしっかり条件等を読み込んで検討していただき、予算を決める12月までに善処していただけたらと考えております。走る走るではあるんですけども、今回提案させていただきました。

先ほど松村議員も言われてた場所を考えると、吉野中学校につけるのか、隣につけるのかは考えていただきながら、そんなことも視野に入れて、阿波市立体育館にしてそこを避難所とするのかみたいなのも考えることができると思う有利な補助金となっているようで、ぜひ早急に考えていただけたらと思いますので。市費だけではなかなか大きな予算は動かせませんが、こうした国や県のお金も活用しながら、阿波市がこれからも安全・安心なまちとして暮らせるよう共に知恵を絞って乗り切っていきましょう。

以上で黒川理佳の一般質問を終わります。

○議長（笠井安之君）　これで1番黒川理佳さんの一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、9日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時08分　散会